

平成30年度
都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

平成30年度
「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業
空白地域解消推進協議会

《 資 料 》

●プログラム	…	1
・都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修	…	1
・空白地域解消推進協議会	…	3
● 施策説明資料		
・文化庁文化語課	…	8
・文部科学省大臣官房国際課	…	24
・文部科学省初等中等教育局国際教育課	…	26
● 報告資料	…	34
・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について		
● 文化庁の日本語教育についての主な取組と平成30年度年間予定	…	47

平成30年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 実施要項

平成30年5月11日
文化部長決定

1 趣 旨

我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、我が国に居住する外国人等が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、日本語教育に関する体制整備を行う必要がある。

そのため、都道府県・市区町村等の日本語教育の担当者を対象とした地域における日本語教育施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修や意見交換を実施する。

2 開催日時、場所

平成30年6月14日（木）午前10時00分～午後4時30分

旧文部省庁舎6階第2講堂（東京都千代田区霞が関3-2-2，03-5253-4111）

3 主 催

文化庁

4 対 象

「生活者としての外国人」の日本語教育を担当する全国の都道府県及び市区町村の日本語教育担当部署の職員，又は，当該地方公共団体が設置した国際交流協会等（※）において日本語教育事業を担当している職員

※ ここで言う国際交流協会とは，以下の団体とする。

（条件）

- ①地方公共団体が設立した
- ②地方公共団体が事務局を務める
- ③地方公共団体から補助金等を受けている
- ④地方公共団体の施設の指定管理を行っている

①～④のいずれかを満たす団体のうち，地域における国際交流，多文化共生，外国人支援等に関する事業を行う団体。

※ 先着70名までとする。定員を超えた場合，原則として各団体1名までの参加とする。

5 内 容（敬称略）

① 開会挨拶

文化庁文化部国語課長

高橋 憲一郎

② 施策説明

○説明者

文化庁文化部国語課長

高橋 憲一郎

文部科学省初等中等教育局国際教育課課長補佐

片見 悟史

文部科学省大臣官房国際課外国人教育政策係長

村越 幸史

③ 報 告 「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について」

○報告者

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会副主査，
東京女子大学教授

石井 恵理子

④ 演 習 「育てよう！我が町の日本語教育の担い手～自治体における人材育成のいろは～」

○講 師

平成28－30年度地域日本語教育スタートアッププログラム

地域日本語教育アドバイザー

特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海 代表理事 土井 佳彦

実践事例「日本語教育の体制整備における専門人材の配置と日本語学習支援者の育成の取組」

○事例報告1 【千葉県千葉市】

公益財団法人千葉市国際交流協会

鈴木 恵美子

萬浪 絵理

○事例報告2 【静岡県磐田市】

一般社団法人磐田国際交流協会

鈴木 ゆみ

茂木 眞佐代

○事例報告3 【大阪府堺市】

堺市 文化観光局 国際部 国際課

瀬川 万有美

6 日 程

9:30 10:00 10:10 11:00 11:30 12:40 13:30 14:45 15:00 16:30 17:00

受 付	① 開 会 挨 拶	② 施 策 説 明	③ 報 告	昼 食 ・ 休 憩	④ 演 習	実 践 事 例	休 憩	演 習 質 疑 応 答	情 報 交 換 会
--------	-----------------------	-----------------------	-------------	-----------------------	-------------	------------------	--------	----------------------------	-----------------------

7 その他

- ・本研修の参加費は無料とする。
- ・本研修の参加に係る経費（交通費・宿泊費等）は各参加者の負担とする。
- ・研修終了後に情報交換の時間を設ける。
- ・本研修は、「空白地域解消推進協議会」と同日に開催し、「6 日程」のうち、①～③については同会場で実施する。
- ・本研修の対象者は地方公共団体や国際交流協会において、日本語教育事業の推進をしている職員等とし、日本語教室等で指導を行っている者等は含まない。

平成30年度「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業
「空白地域解消推進協議会」
実施要項

平成30年5月11日
文化部長決定

1 趣 旨

我が国に居住する外国人等が、日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得できるよう、日本語教室が設置されていない地方公共団体の職員を対象に、日本語教室の空白地域解消に関する先進事例の紹介を行うとともに日本語教室の設置に関する課題について協議等を行う。

2 開催日時、場所

平成30年6月14日（木）午前10時00分～午後4時30分

午前：旧文部省庁舎6階第2講堂

午後：旧文部省庁舎2階文化庁特別会議室（予定）

（東京都千代田区霞が関3-2-2，03-5253-4111）

3 主 催

文化庁

4 対 象

「生活者としての外国人」の日本語教育を担当する全国の都道府県及び市区町村の日本語教育担当部署の職員、又は、当該地方公共団体が設置した国際交流協会等（※）において日本語教育事業を担当している職員やコーディネーター等（これから取り組もうとする者を含む）

※ ここで言う国際交流協会とは、以下の団体とする。

（条件）

- ① 地方公共団体が設立した
- ② 地方公共団体が事務局を務める
- ③ 地方公共団体から補助金等を受けている
- ④ 地方公共団体の施設の指定管理を行っている

①～④のいずれかを満たす団体のうち、地域における国際交流、多文化共生、外国人支援等に関する事業を行う団体。

※ 先着30名までとする。定員を超えた場合、原則として各団体1名までの参加とする。

5 内 容（敬称略）

① 開会挨拶

文化庁文化語部国語課長

高橋 憲一郎

② 施策説明

○説明者

文化庁文化語部国語課長

高橋 憲一郎

文部科学省初等中等教育局国際教育課課長補佐

片見 悟史

文部科学省大臣官房国際課外国人教育政策係長

村越 幸史

③ 報 告 「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について」

○報告者

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会副主査、
東京女子大学教授

石井 恵理子

④ 演 習

「我が町に日本語教室を！外国人数１００人と１０００人の自治体の日本語教室立ち上げ事例から」

○講 師

平成２８－３０年度地域日本語教育スタートアッププログラム

地域日本語教育アドバイザー

一般社団法人グローバル人財サポート浜松 代表理事

堀 永乃

実践事例「空白地域に日本語教室を立ち上げるには～開設の過程と体制整備～」

実践事例１ 【長野県豊丘村教育委員会】

○報告者

豊丘村公民館長

日本語教室コーディネーター

(地域日本語教育スタートアッププログラム活用２年目)

原 国人

大澤 志那子

実践事例２ 【佐賀県鳥栖市】

○報告者

鳥栖市市民環境部市民協働推進課男女参画国際交流係課長補佐兼係長 下川 有美

(地域日本語教育スタートアッププログラム活用３年目)

６ 日 程

9:30 10:00 10:10 11:00 11:30 12:40 13:30 14:45 15:00 16:30

受 付	① 開 会 挨 拶	② 施 策 説 明	③ 報 告	昼 食 ・ 休 憩	④ 演 習	実 践 事 例	休 憩	演 習 質 疑 応 答	閉 会
--------	-----------------------	-----------------------	-------------	-----------------------	-------------	------------------	--------	----------------------------	--------

７ その他

- ・本協議会の参加費は無料とする。
- ・本協議会の参加に係る経費（交通費・宿泊費等）は各参加者の負担とする。
- ・本協議会は、「都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修」と同日に開催し、「６ 日程」のうち、①～③については同会場で実施し、④については別会場で実施する。
- ・本協議会の対象者は地方公共団体や国際交流協会において、日本語教育事業の推進をしている職員等（これから取り組もうとする者を含む）を対象とし、日本語教室等で指導を行っている者等は含まない。
- ・本協議会終了後、平成３０年度地域日本語教育スタートアッププログラム実施団体（１年目）を対象としたガイダンスを行う。

育てよう！我が町の日本語教育の担い手 ～自治体における人材育成のいろは～

Japanese Language Education

日時：平成 **30** 年 **6** 月 **14** 日（木） 午前10時00分～午後4時30分

場所：旧文部省庁舎6階第2講堂（東京都千代田区霞が関3-2-2）

対象：都道府県・市区町村の日本語教育担当部署の職員、当該地方公共団体が
設置した国際交流協会等の職員

申込：事前の登録が必要です。別添の出席登録票にてお申込みください。

1. 日本語教育に関する施策説明・・・文化庁・文部科学省
2. 日本語教育小委員会における審議状況報告・・・東京女子大学 教授 石井 恵理子
3. 演習

日本語教育の体制整備における専門人材の配置と日本語学習支援者の育成の取組

○進行・講演

特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海

代表理事 土井 佳彦

○実践事例

実践事例1【千葉県千葉市】

公益財団法人千葉市国際交流協会

鈴木 恵美子

萬浪 絵理

実践事例2【静岡県磐田市】

一般社団法人磐田国際交流協会

鈴木 ゆみ

茂木 眞佐代

実践事例3【大阪府堺市】

堺市 文化観光局国際部国際課

瀬川 万有美

※本研修は「生活者としての外国人」に対する日本語教育を担当する自治体職員等を対象としています。
(日本語教室等で指導のみを担当している方を除く)

※参加者には「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（平成30年3月）を配布します。

我が町に日本語教室を！

外国人数100人と1000人の自治体の日本語教室立ち上げ事例から

Japanese Language Education

日時：平成**30**年**6**月**14**日（木） 午前10時00分～午後4時30分

場所：旧文部省庁舎6階第2講堂他（東京都千代田区霞が関3-2-2）

対象：都道府県・市区町村の日本語教育担当部署の職員、当該地方公共団体が設置した
国際交流協会等の職員（これから日本語教室設置に取り組もうとする者を含む）

申込：事前の登録が必要です。別添の出席登録票にてお申込みください。

1. 日本語教育に関する施策説明・・・文化庁・文部科学省
2. 日本語教育小委員会における審議状況報告・・・東京女子大学 教授 石井恵理子
3. 演習

空白地域に日本語教室を立ち上げるには～開設の過程と体制整備～

○進行・講演

一般社団法人グローバル人材サポート浜松

代表理事 堀 永乃

○実践事例

実践事例1【長野県豊丘村教育委員会】

豊丘村公民館長

原 国人

日本語教室コーディネーター

大澤 志那子

（地域日本語教育スタートアッププログラム活用2年目）

実践事例2【佐賀県鳥栖市】

鳥栖市 市民環境部市民協働推進課男女参画国際交流係課長補佐兼係長

下川 有美

（地域日本語教育スタートアッププログラム活用3年目）

※本協議会は「生活者としての外国人」に対する日本語教育を担当する自治体職員等を対象としています。
（日本語教室等で指導のみを担当している方を除く）

※参加者には「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（平成30年3月）を配布します。

施 策 説 明 資 料

文化庁文化部国語課

平成30年度 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 空白地域解消推進協議会

文化庁における日本語教育施策

Japanese Language Education

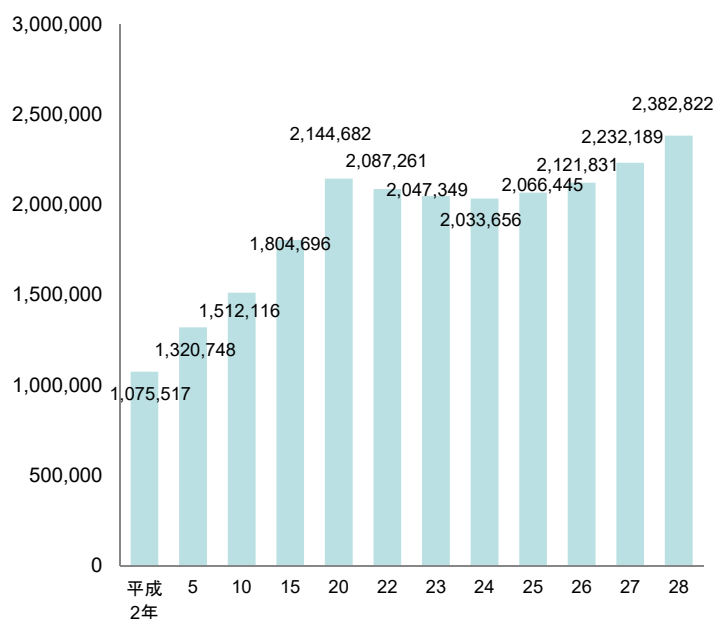
平成30年6月14日(木)

文化庁文化部長官補佐
高橋 憲一郎

国内の日本語学習者数等の推移

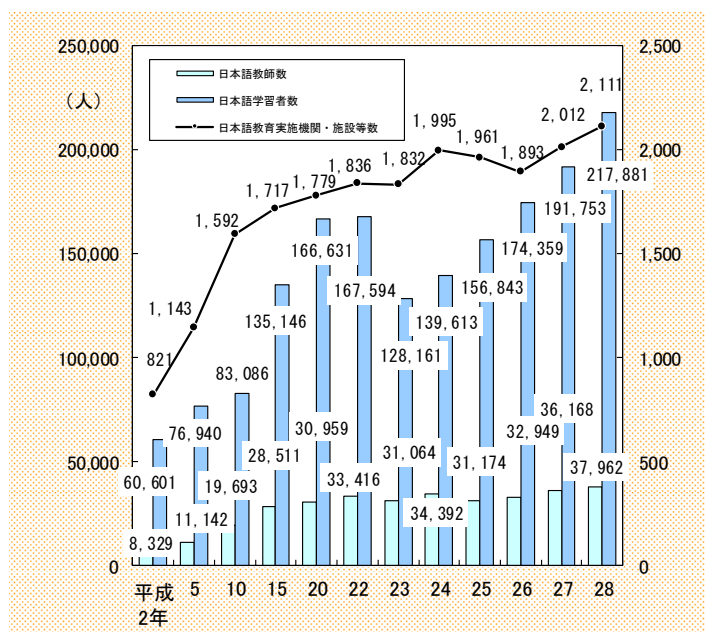
- 平成28年末現在で、在留外国人数は約238万人となり、我が国人口の約1.9%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にある。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成28年には約21万8千人で過去最高。

在留外国人数の推移



※平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は在留外国人数。
いずれも法務省(各年末現在)

国内の日本語学習者数等の推移



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在)

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」、④「日本語能力評価」(平成24年1月)及び⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。〔平成25年度以降、周知・活用を図る。〕

また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)、日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめ。

平成28年2月には、「地域における日本語教育の推進に向けてー地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目についてー(報告)」を取りまとめ。

平成30年3月には、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を取りまとめ。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(29年度予算額 151百万円)
30年度予算額 85百万円

○地域日本語教育実践プログラム

- ・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組
- 「標準的なカリキュラム案」等に準拠し、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材養成及び教材作成を支援
- ・地域資源の活用・連携による総合的取組
- 地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業(新規)

30年度予算額 50百万円

○地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教育のノウハウを有していない地方公共団体に対し、アドバイザーの派遣等の支援を実施

○日本語学習教材の開発・提供

日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対し、インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供

○空白地域解消推進協議会

日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介し、日本語教室の設置を促進

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業(新規)

30年度予算額 28百万円

文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成30年3月に取りまとめた「日本語教育人材の養成に必要な教育内容及びモデルカリキュラム」と「現職日本語教師の研修に必要な教育内容」の普及を図るため、以下の事業を実施

○日本語教育の人材養成プログラム開発事業

文化審議会国語分科会が示したモデルカリキュラムに基づく日本語教育人材の養成プログラムの開発と養成の実施

○日本語教育の現職者研修に関するカリキュラム開発事業

文化審議会国語分科会が示した教育内容に基づく現職者研修のカリキュラム・プログラムの開発と研修の実施

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

(29年度予算額 43百万円)
30年度予算額 43百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施

平成29年度から第三国定住難民の定住先として地方への受入れを促進することとなったことから、定住先の地方公共団体及び支援団体と連携し、第三国定住難民のための通信教材の活用を含む定住後の日本語学習支援体制の構築を支援

日本語教育に関する調査及び調査研究

(29年度予算額 8百万円)

○日本語教育に関する実態調査

30年度予算額 7百万円
日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での11の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

(29年度予算額 5百万円)

30年度予算額 5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を活用する能力の向上及び日本語教育に対する理解の増進のため、東京と近畿で協議会を開催

○都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施

○都道府県政令指定都市日本語教育推進会議

今後の連携のあり方等について議論するため、都道府県政令指定都市の担当者を構成員とする会議を開催

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(29年度予算額 4百万円)

30年度予算額 3百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議

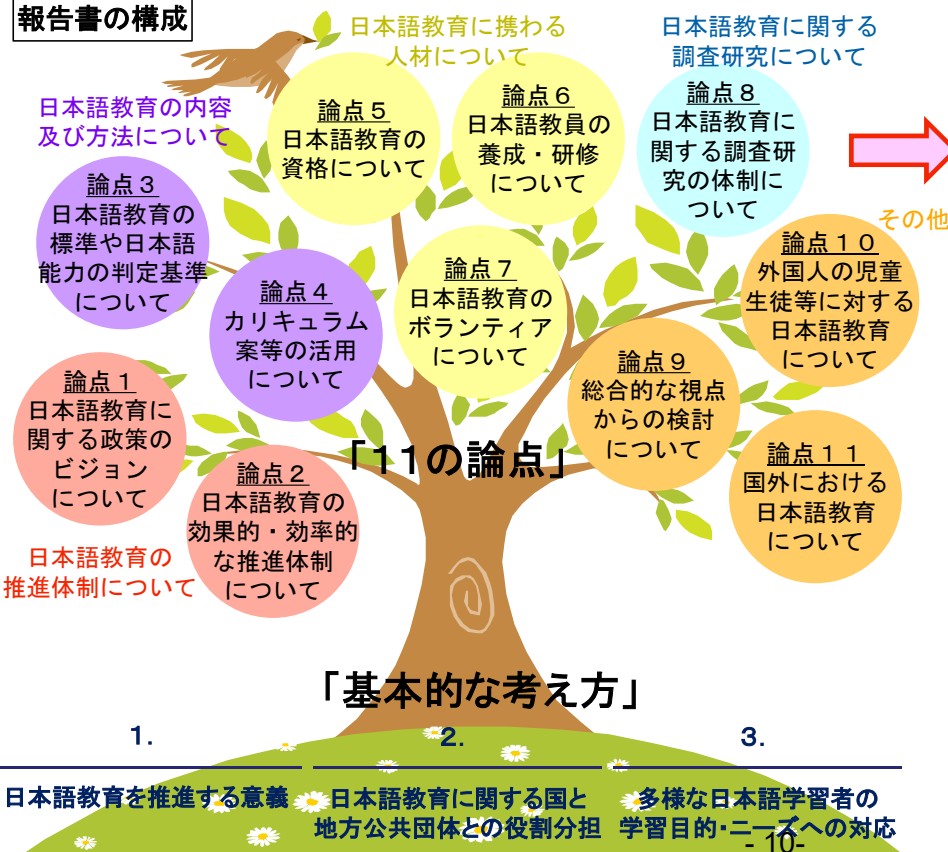
関係省及び関係機関等による会議の開催を通じて、日本語教育に関する情報の共有化等を図る

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(平成19年7月設置)では日本語教育を推進する意義等について、再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。

その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」を取りまとめ。

平成26年5月から、論点7「日本語教育のボランティアについて」、論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」審議を行い、平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて(報告)」を取りまとめ。

平成28年5月から、論点6「日本語教育の養成・研修について」審議を行い、平成30年3月2日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を取りまとめ。(活動分野:「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒等)

今後の審議予定

論点6「日本語教育の養成・研修について」(活動分野:就労を希望する在留外国人、難民等、海外における日本語教育)

論点5「日本語教育の資格について」検討を行う予定。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」平成29年6月9日閣議決定
- 「未来投資戦略2017～Society5.0の実現に向けた改革～」平成29年6月9日閣議決定

地域日本語教育実践プログラム

プログラム(A)

「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 日本語教育の実施
- 人材の育成
- 教材の作成

プログラム(B)

地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

(想定される取組例)

- ・子育てや防災の取組との連携
- ・地方公共団体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

文化庁

成果の普及

事例の収集、カリキュラム案等の検証・改善

審議会報告・成果物の提供

文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。

標準的なカリキュラム案

教材例集

活用のためのガイドブック

日本語能力評価について

日本語指導力評価について

地域日本語教育コーディネーター研修

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等、地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修を実施。

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

本事業の範囲 4

自治体による取組事例 (H29年度)

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

●地域日本語教育実践プログラムA

○徳島県

「徳島で暮らす外国人のための日本語教育事業」

・日本語ができないために地域社会から孤立してしまう外国人が発生しないよう、日本語学習機会の提供とともに生活支援を行い国籍等に関わらず安全・安心に暮らすことができる地域作りを推進するため、日本語教室を中心とした基盤を整備した。

○公益財団法人大垣国際交流協会

「地域日本語力はぐくみ事業～外国人から支援ボランティアまで～」

・日本語が話せない外国人を対象に日本語や地域生活のルールを習得する「日本語教室」の開催、日本語学習をサポートできる人材の育成のための「日本語指導のボランティア講座」の実施、生活情報・行政情報を盛り込んだ日本語学習教材の作成を行った。

●地域日本語教育実践プログラムB

○公益財団法人長野県国際化協会

「外国籍住民が地域支援者との絆を深めながら進める日本語学習支援事業」

・同国人に対して日本語と母語で生活に必要な日本語表現の指導や日本社会の習慣・マナーを伝えるバイリンガル人材を育成、活用した日本語教室を実施した。また、県内いくつかの地域をネットワークでつなぐとともに、一般への意識啓発等も行った。

○総社市

「総社市地域参加型生活サポート日本語教育事業」

・多様な機関等との連強・協力により「地域でつながる日本語教室」を実施、また日本語学習サポーター（ボランティア）の養成を行うとともに防災訓練や子育てに関わる事業を地域連携の元推進し日本語教育の体制整備事業を行った。

○公益財団法人 千葉市国際交流協会

「日本語教育・相互理解促進体制整備事業「ちば多文化協働プロジェクト」」

・市内の日本語室がない区に着目し、その地域での日本語教室を実施している。日本語教室の運営では、日本語能力の向上と地域社会への参加意欲促進を図ることを心がけ、支援者研修や地域における外国人理解と成果普及・関係機関のネットワーク化に取り組んだ。

※平成30年度の採択団体は以下のとおり。

＜実践プログラムA＞

○徳島県 ○公益財団法人新宿未来創造財団
○公益財団法人大垣国際交流協会

＜実践プログラムB＞

○愛知県 ○公益財団法人福島県国際交流協会
○飯田市 ○駒ヶ根市 ○総社市 ○公益財団法人浜松国際交流協会 等

※ 過去の事業報告書については、文化庁ウェブサイトの「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」のページを御覧ください。（現在、掲載準備中）。

趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約55万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援するとともに日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供する。また、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り、日本語教育を推進する。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」平成29年6月9日閣議決定
- 「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」平成29年6月9日閣議決定

事業概要

地域日本語教育スタートアッププログラム

アドバイザー派遣のイメージ

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

専門家チームによる3年サポート

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設（試行）

日本語教室の運営

地方公共団体による取組

対象となる経費：アドバイザーへの謝金・旅費 等

空白地域解消推進協議会

【対象】

- 地方公共団体職員
- 国際交流協会担当者等

空白地域解消の実践事例紹介

地域資源活用連携方法等協議

日本語学習教材の開発・提供

日常生活に必要な日本語学習コンテンツの開発
〔日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語等多言語で提供〕

日本語学習コンテンツ



必要に応じてサポート



登録

NEWS

（日本語教育コンテンツ共有システム）

インターネット

教室に通えない日本語学習者



期待される効果

○地域に日本語教室が開設される、もしくは日本語学習することにより、日本語を習得する

○近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる

○地域住民の地域社会への参加が増える

○地域住民（日本人・外国人）が活躍、外国人の受入れが円滑になる

○地域が活性化する

6

平成30年度地域日本語教育スタートアッププログラム 採択団体

【3年目】

江田島市（広島県） 美波町（徳島県） 鳥栖市（佐賀県）

熊本市国際交流振興事業団（熊本県） 長島町（鹿児島県）

【2年目】

宮古市国際交流協会（岩手県） 豊丘村教育委員会（長野県）

中能登町教育委員会（石川県） 福知山市（京都府）

つるぎ町教育委員会（徳島県） 嬉野市（佐賀県）

基山町（佐賀県）

【1年目】

白馬村（長野県） 甲賀市（滋賀県） 高島市国際協会（滋賀県）

舞鶴市（京都府） 境港市（鳥取県） 佐賀県

全18団体

**平成30年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
【地域日本語教育実践プログラム(A)】採択団体一覧**

都道府県	市区町村	実施機関名	代表者職名	代表者氏名	採択額 (千円)
東京都	港区	公益社団法人 国際日本語普及協会	理事長	関口 明子	2,245
東京都	新宿区	公益財団法人 新宿未来創造財団	事務局長	小柳 俊彦	1,472
東京都	品川区	社会福祉法人 さぼうとにじゅういち	代表理事	吹浦 忠正	2,397
東京都	豊島区	学習院大学	学長	井上 寿一	2,250
東京都	福生市	特定非営利活動法人 青少年自立援助センター	理事長	工藤 定次	2,250
岐阜県	大垣市	公益財団法人 大垣国際交流協会	理事長	日比 利雄	2,209
静岡県	浜松市	静岡県ベトナム人協会	会長	山田 明	1,489
静岡県	磐田市	一般社団法人 磐田国際交流協会	会長	高塚 勝久	2,400
愛知県	—	愛知県	知事	大村 秀章	2,249
大阪府	大阪市	一般財団法人ダイバーシティ研究所	代表理事	田村 太郎	2,250
兵庫県	神戸市	特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター	理事長	金 宣吉	2,100
兵庫県	神戸市	兵庫日本語ボランティアネットワーク	代表	長尾 正康	2,248
徳島県	—	徳島県	知事	飯泉 嘉門	2,100
福岡県	福津市	NPO多文化共生プロジェクト	代表	深江 新太郎	1,694
佐賀県	白石町	佐賀県日本語学習支援 “カスタネット”	代表	池上 順子	2,249

**平成30年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
【地域日本語教育実践プログラム(B)】採択団体一覧**

都道府県	市区町村	実施機関名	代表者職名	代表者氏名	採択額 (千円)
福島県	一	公益財団法人 福島県国際交流協会	理事長	今野 順夫	2,775
群馬県	前橋市	国立大学法人 群馬大学	学長	平塚 浩士	2,799
埼玉県	さいたま市	地球っ子クラブ2000	代表	高柳 なな枝	1,318
千葉県	千葉市	公益財団法人 千葉市国際交流協会	理事長	金綱 一男	2,099
東京都	新宿区	特定非営利活動法人 PEACE	理事長	マリップ・センブ	2,247
東京都	文京区	社会福祉法人 日本国際社会事業団	理事長	永坂 哲	2,250
神奈川県	横浜市	特定非営利活動法人 多文化共生教育ネットワークかながわ(ME-net)	理事長	高橋 徹	2,250
神奈川県	川崎市	認定特定非営利活動法人 教育活動総合サポートセンター	理事長	藤田 力	2,236
神奈川県	大和市	NPO法人 かながわ難民定住援助協会	会長	櫻井 弘子	1,651
富山県	高岡市	高岡市	市長	高橋 正樹	998
長野県	飯田市	飯田市	市長	牧野 光朗	1,066
長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市	市長	杉本 幸治	882
岐阜県	可児市	特定非営利活動法人 可児市国際交流協会	理事長	渡邊 孝夫	3,000

都道府県	市区町村	実施機関名	代表者職名	代表者氏名	採択額 (千円)
静岡県	浜松市	公益財団法人 浜松国際交流協会	代表理事	石川 晃三	1,363
静岡県	浜松市	特定非営利活動法人 フィリピンナガイサ	理事長	中村 グレイス	2,400
愛知県	名古屋市長	特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター東海	代表理事	土井 佳彦	2,250
愛知県	岡崎市	Vivaおかざき!!	代表	長尾 晴香	2,250
愛知県	犬山市	特定非営利活動法人 シェイクハンズ	代表理事	松本 里美	2,069
三重県	津市	特定非営利活動法人 日本ボリビア人協会	理事長	山田 ロサリオ	2,800
京都府	京都市	公益財団法人 京都府国際センター	理事長	尾池 和夫	2,250
大阪府	大阪市	大阪市教育委員会	教育長	山本晋次	1,197
大阪府	—	大阪府教育委員会	教育長	向井 正博	2,249
兵庫県	豊岡市	特定非営利活動法人 にほんご豊岡あいうえお	理事長	河本 美代子	1,639
岡山県	総社市	総社市	市長	片岡 聡一	1,280

平成30年度「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域
 解消推進事業～地域日本語教育スタートアッププログラム～
 採択団体

番号	都道府県	市区町村・団体名
1	広島県	江田島市
2	徳島県	美波町
3	佐賀県	鳥栖市
4	熊本県	一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団
5	鹿児島県	長島町
6	岩手県	宮古市国際交流協会
7	長野県	豊丘村教育委員会
8	石川県	中能登町教育委員会
9	京都府	福知山市
10	徳島県	つるぎ町教育委員会
11	佐賀県	嬉野市
12	佐賀県	基山町
13	長野県	白馬村
14	滋賀県	甲賀市
15	滋賀県	高島市国際協会
16	京都府	舞鶴市
17	鳥取県	境港市
18	佐賀県	佐賀県

地域日本語教育コーディネーター研修①

1. 研修の目的

文化庁では、地域において日本語教育を推進していく立場を担っている方を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を開催しています。

2. 研修の対象者

- (i) 地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わっている方
- (ii) 日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている方
かつ、以下の条件を満たす方

日本語教育に関する専門的な教育を受け、十分な経験（3～5年以上）を有し、地方公共団体（都道府県及び市区町村（教育委員会を含む））、国際交流協会、又は社会福祉協議会が推薦する方。



8

地域日本語教育コーディネーター研修②

3. 地域日本語教育コーディネーターに求められる役割

問題把握・課題設定	在留外国人の状況と施策に対する理解、地域日本語教室の現状及び問題の把握と課題の設定
ファシリテーション	日本語教育のリソースの把握と課題に応じた適切な活用
連携（ネットワーク）	課題解決のプロセスの可視化による日本語教育の体制整備に向けた活動の推進
リソースの把握・活用	組織内外との調整や地域・組織・人の力をつなぐことによる協働の推進
方法の開発	「生活者としての外国人」に適した日本語教育プログラムの実践に向けた方法の開発

本日資料に「平成30年度の募集案内」を同封しております。受講候補者を御推薦ください。

趣旨

文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成30年3月に取りまとめた①「日本語教育人材の養成に必要となる教育内容及びモデルカリキュラム」、②「現職日本語教師の研修に必要となる教育内容」の普及を図るため、これらに基づく人材養成及び現職者研修のカリキュラム・プログラムの開発及び養成・研修の実施を公募・委託し実施する。これにより、日本語教育の人材の質的向上及び日本語教育機関における教育水準の向上を図る。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」平成29年6月9日閣議決定
- 「未来投資戦略2017～Society5.0の実現に向けた改革～」平成29年6月9日閣議決定

現状と課題

- 外国人の日本語学習者が増加する一方で、日本語教育人材の数は横ばい。
- 日本語教育人材の養成は、平成12年に提示した教育内容に沿って大学等において実施。
→養成において必要とされる教育内容は提示以来すでに18年を経過。
その間、日本語教育人材の活動分野や役割は一層多様化。
- 日本語教育人材の現職研修については、必要な内容が確立されておらず、研修の機会が極めて限られている。

文化審議会国語分科会が提示した、活動分野や役割を考慮した養成・研修の内容やモデルカリキュラムに沿って日本語教育人材の養成・研修の充実を図っていくことが必要。

日本語教育人材養成

日本語教育人材の養成プログラムの開発・実施

- 養成プログラム開発
(人材養成の教育内容及びモデルカリキュラムを参考)



- 養成プログラム実施



- 評価・検証



現職日本語教師研修

現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施

- 研修カリキュラム及びプログラム開発
(現職者研修の教育内容を参考)



- 現職日本語教師研修実施



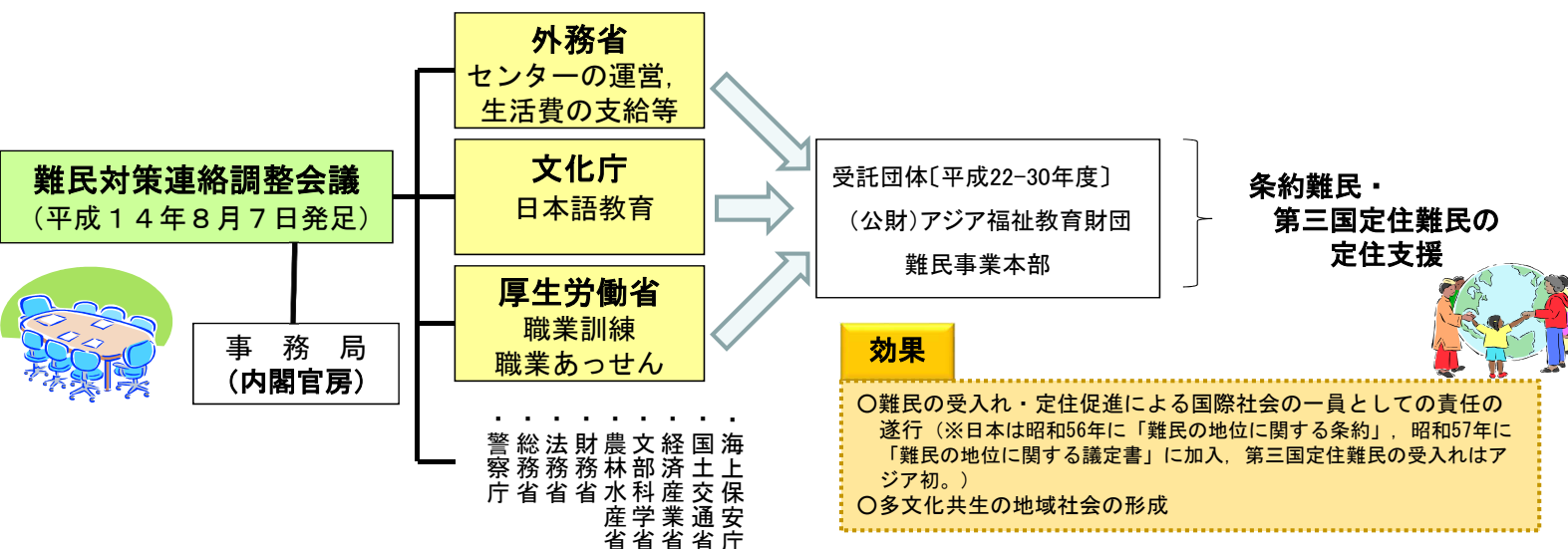
- 評価・検証



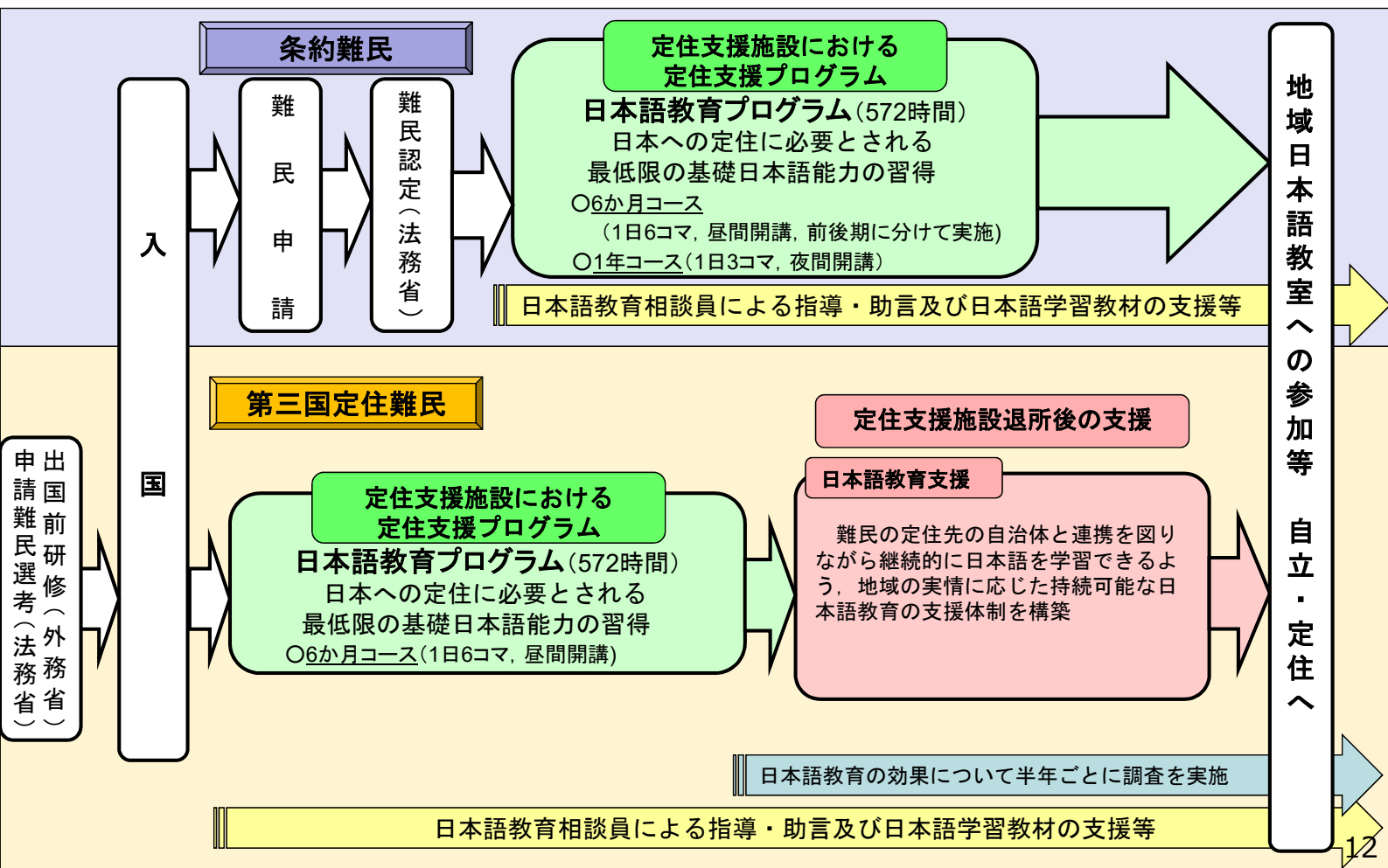
日本語教育人材の質の向上・日本語教育機関の教育水準の向上

10

政府の難民に対する定住支援体制



条約難民	「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。 (※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。
第三国定住難民	難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受入れられる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。 (他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)



第三国定住難民のための日本語教育事業で作成した日本語学習通信教材

英語

The image shows two sample pages from the **Japanese Distance Learning Course for Social Participation | English Version**.

Issue 1: 名前 (Names)

Unit 1: Reading - You can read the names of your belongings.

Question 1: What does each picture show? Draw lines to match each picture and word.

Question 2: What does each picture show? Circle one appropriate Japanese word for each question.

＜平成27～29年度予算＞
読み書き（ひらがな・カタカナ・漢字）を学ぶための通信教材と支援ツール開発
（英語・ミャンマー語・カレン語版）
NEWSで公開

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するため、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

○日本語教育に関する実態調査

3百万円(3百万円)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。



○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

3百万円(4百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を国立国語研究所や大学等の協力を得て機動的に実施。

(想定される主な課題)

- 外国人の日本語習得に関する実態の調査研究
- 日本語教育施策の効果の検証及び検証に基づく改善策等に関する調査研究
- 標準的なカリキュラム案等の活用状況及びその課題に関する調査研究

日本語教育に関する実態調査と日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究の結果を活用し、外国人に対する日本語教育施策を強力に推進

14

日本語教育研究協議会等の開催

日本語教育大会 の開催

広く日本語教育に関わる方々を対象に、日本語教育に関する国の施策や様々な取組の現状についての理解の増進を図り、日本語教育の充実と推進に資することを目的として、昭和51年から開催しています。

＜平成30年度開催予定地＞

○東京 ○京都



都道府県・市区町村等 日本語教育担当者研修

自治体の日本語教育担当者を対象に、自治体の日本語教育に関する取組についての情報交換を行い、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を目的とした研修を平成20年から開催しています。

都道府県・政令指定都市 日本語教育推進会議

日本語教育の体制整備における課題解決のため、今後の方策や連携協力の在り方などについて検討することを目的として、地区別に3つに分けて開催します。

背景

○政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進。
○日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者別に実施。
○全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備することが必要。

日本語教育を総合的に推進していく体制の基盤を構築するため、関係府省及び関係機関等が情報交換等を行う日本語教育推進会議を開催。加えて、関係機関等が独自に作成している教材等のコンテンツを共有するための、日本語教育コンテンツ共有システムを着実に運用する。



○日本語教育推進会議

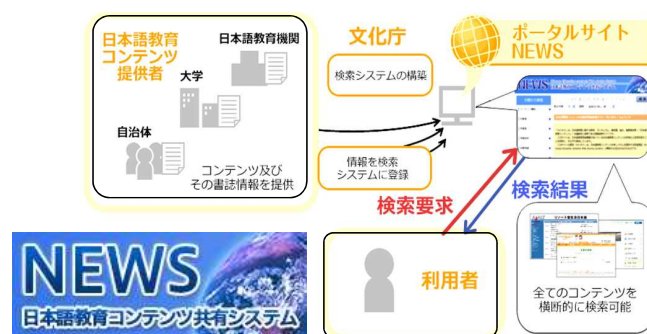
- 関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。
【平成24年1月23日(第1回)、平成24年3月12日(第2回)、平成24年9月21日(第3回)、平成25年9月25日(第4回)、平成26年9月24日(第5回)、平成27年9月16日(第6回)、平成28年9月15日(第7回)】

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育に関する各種コンテンツ(教材、論文、報告書、団体・人材情報等)を共有し、①信頼性のある情報を、②確実に、かつ③効率的に探し出し、活用できる仕組みを構築。

NEWS : Nihongo Education contents Web sharing System
(平成25年4月1日運用開始 <http://www.nihongo-ews.jp>)

- 日本語教育に関するコンテンツを収集し、更なる充実を図る。



16

NIHONGO Education contents Web sharing System

NEWS

日本語教育コンテンツ共有システム

分類から検索

- ▼コンテンツ種別
- ▼対象者
- ▼学習者
- ▼学習目的
- ▼対象言語
- ▼学習内容
- ▼標準的なカリキュラム案等

※学習者向けの言語別コンテンツは、下記一覧からも御覧になれます。

- English
- 한국어
- Español

キーワードで検索(書誌名称, 概要, 書誌内容, 所有者)

検索

このサイトは文化庁文化部
国語課が運営しています。

文化庁

カリキュラム案
5点セット

概要とダウンロード

多言語調査票

共通利用項目の概要と
ダウンロード

関連事業・関連情報

- 各種関連情報
- 文化庁委託事業イベント
(2017年6月22日)
- 日本語教育に関連する各
地のイベント
(2017年6月14日)
- リンク集

日本語教育コンテンツの総合情報サイト
「NEWS」へようこそ

「NEWS」は、日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等(「日本語教育コンテンツ」)を横断的に検索できる情報検索サイトです。

このサイトは、日本語教育機関が持っている日本語教育コンテンツの共有化と活用を促すことを目的に、文化庁が提供しています。

このサイトの愛称「NEWS」は、日本語教育コンテンツ共有システムを意味する英語表記(Nihongo Education contents Web sharing System)の略称から名付けられたものです。

日本語教育コンテンツ提供者 大学

日本語教育機関

文化庁

ポータルサイト NEWS

検索システムの構築

17

文化庁からのお知らせ

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果や御案内等を文化庁WEBサイトで公開していますので、是非御覧ください。

文化庁WEBサイト（日本語教育） http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/

- 文化庁における日本語教育関連年間予定表
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
・報告書等のダウンロードができます。また、会議は傍聴が可能です。
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
・過去の事業概要・募集案内などを御覧いただけます。

＜取組の報告＞
・各地の取組の報告を掲載しています。

＜地域日本語教育コーディネーター研修＞
・地域において日本語指導者に対する指導的な立場を果たしている方等を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を平成22年度より毎年開催しています。各地域の日本語教育実践者を御推薦ください。（締切：8月1日（水））

- 日本語教育研究協議会
- 文化庁広報誌「ぶんかる」 <http://prmagazine.bunka.go.jp/index.html>
・「地域日本語教室からこんにちは！」を連載しています。
各地で日本語を学び、地域社会で活躍している「生活者としての外国人」の方の声をお届けしています。
- 講演・説明について
・文化庁の日本語教育に関連する施策や標準的なカリキュラム案等の使い方などについて講演や説明を希望される場合、下記まで御相談ください。

＜文化庁文化部国語課＞ 電話：03-5253-4111（内線2644） 担当：増田，北村

施 策 説 明 資 料
文部科学省大臣官房国際課

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成30年度予算額：210,782千円（平成29年度予算額248,373千円）

現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒の増加傾向（10年間で1.7倍）が続いており、支援・指導体制の構築は、集住地域・散在地域を問わず、より多くの学校で整備できることが求められる。
- 小中学校では指導体制の整備が進みつつあるものの、今後は、それらの取組のモデル化とともに、特に、小学校入学後の円滑な学校生活に向けた就学前の幼児・保護者への支援と、企業等と連携したキャリア教育の充実等が課題。

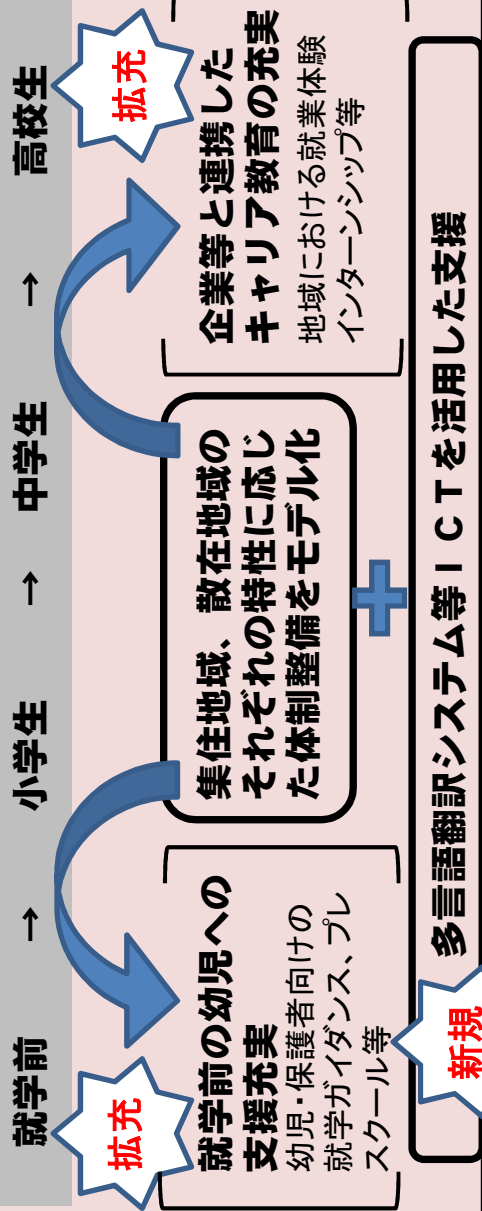
◆公立学校における 帰国・外国人児童生徒に 対するきめ細かな支援事業

167,582千円（196,393千円）
補助対象：64 都道府県・指定都市・中核市
補助率：1／3

◆定住外国人の 子供の就学促進事業

43,200千円（51,980千円）
補助対象：18都道府県・市区町村等
補助率：1／3

【校内の支援・指導体制の構築】



【校外での就学支援の推進】

（自治体、NPO等が実施するもの）

- 学校とのコーディネートを通じた就学の促進 ○ 日本の生活・文化への適応を
目指した地域社会との交流等
- 日本語指導、教科指導、母語指導等

■ 取組事例についての成果と課題を定量的に把握しつつ、日本語指導が必要な児童生徒等の支援・指導体制のモデル化を図り、各地域への普及を図る。

施 策 說 明 資 料

文部科学省初等中等教育局国際教育課

平成30年度
都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
空白地域解消推進協議会

外国人児童生徒等教育の現状と課題

文部科学省初等中等教育局国際教育課

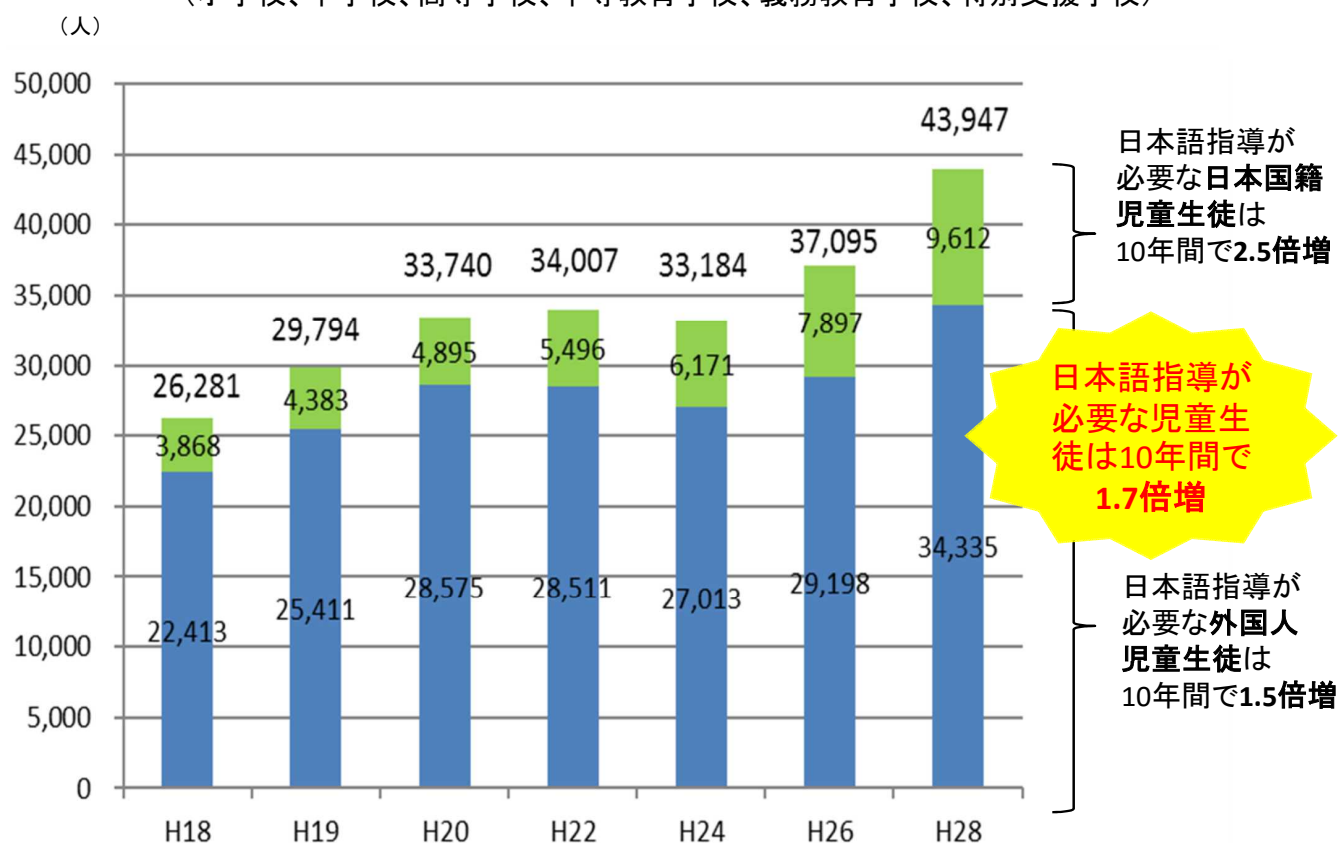


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



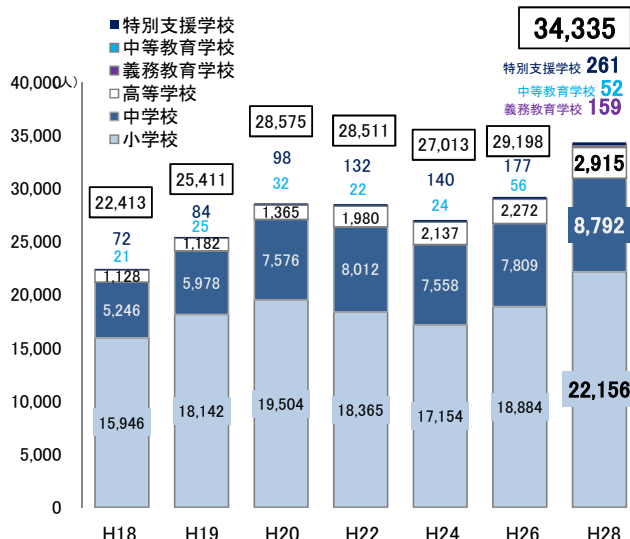
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」 2

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

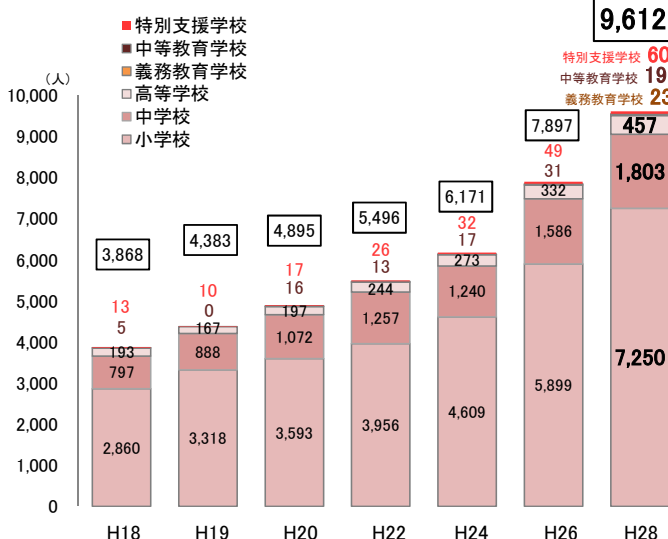
- 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で34,335人(17.6%増)であり、前回調査より5,137人増加し、日本国籍の者は9,612人(21.7%増)であり、前回調査より1,715人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は80,119人(9.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は42.8%となっている。

■日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



■日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



3

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)

（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

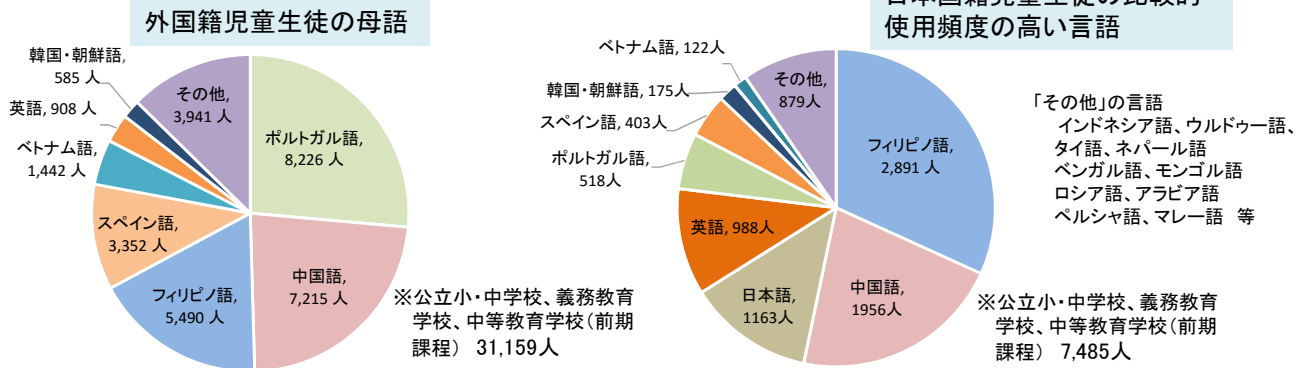
(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

4

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

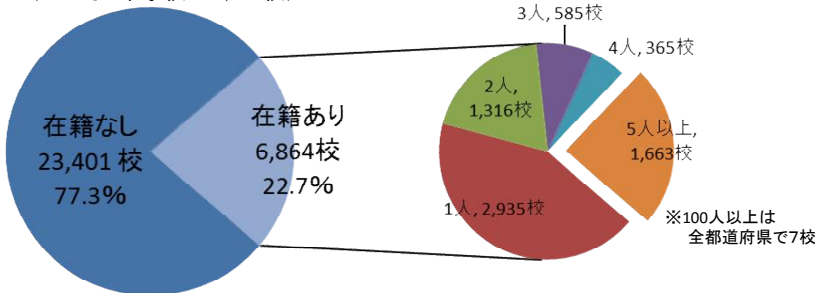
※H28調査結果より



② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

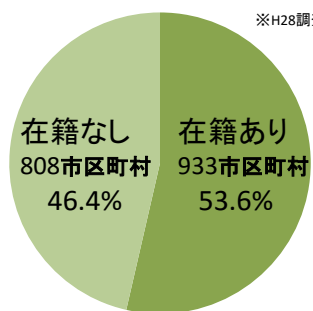
公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

（公立小・中学校 30,265校） ※H26調査結果より



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数

※H28調査結果より



「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果より

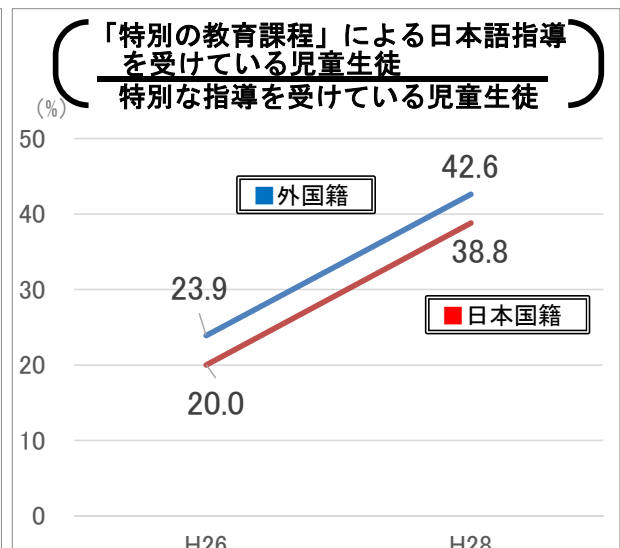
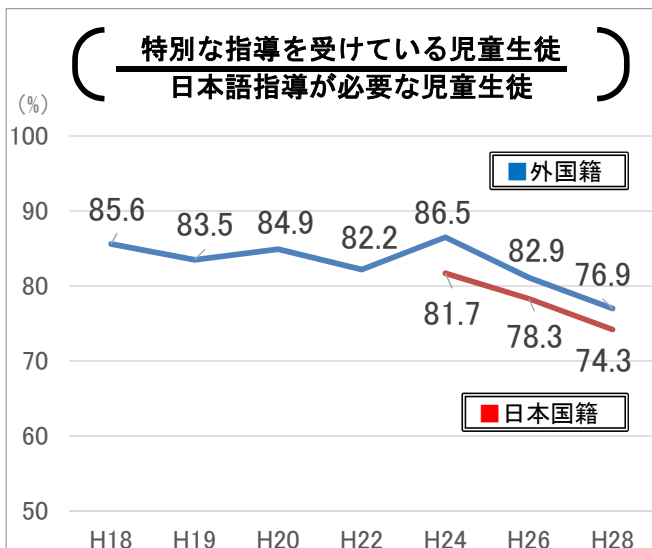
5

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で76.9%（6.1%減）、日本国籍の者で74.3%（4.1%減）となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ42.6%（18.7%増）、38.8%（18.8%増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



6

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
- ④授業時数：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策

【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等

7

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成30年度予算額：210,782千円（平成29年度予算額248,373千円）

現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒の増加傾向（10年間で1.7倍）が続いており、支援・指導体制の構築は、集住地域・散在地域を問わず、より多くの学校で整備できることが求められる。
- 小中学校では指導体制の整備が進みつつあるものの、今後は、それらの取組のモデル化とともに、特に、小学校入学後の円滑な学校生活に向けた就学前の幼児・保護者への支援と、企業等と連携したキャリア教育の充実等が課題。

◆公立学校における 帰国・外国人児童生徒に 対するきめ細かな支援事業

167,582千円（196,393千円）
補助対象：64 都道府県・指定都市・中核市
補助率：1/3

◆定住外国人の 子供の就学促進事業

43,200千円（51,980千円）
補助対象：18都道府県・市区町村等
補助率：1/3

【校内の支援・指導体制の構築】

就学前 → 小学生 → 中学生 → 高校生

拡充

就学前の幼児への
支援充実
幼児・保護者向けの
就学ガイダンス、プレ
スクール等

集住地域、散在地域の
それぞれの特性に応じ
た体制整備をモデル化

拡充

企業等と連携した
キャリア教育の充実
地域における就業体験
インターンシップ等

新規

多言語翻訳システム等ICTを活用した支援

【校外での就学支援の推進】 （自治体、NPO等が実施するもの）

- 学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 日本の生活・文化への適応を
目指した地域社会との交流等
- 日本語指導、教科指導、母語指導等

■取組事例についての成果と課題を定量的に把握しつつ、日本語指導が必要な児童生徒等の支援・指導体制のモデル化を図り、各地域への普及を図る。

8

多言語翻訳アプリについて

多言語音声翻訳アプリ
VoiceTra
＜ボイストラ＞
無料アプリ

**話した内容を外国語に翻訳！
世界31言語に対応！**

他のサイズはありますか。
ショッピングで
駅の
バスください。
寿司屋で

旅行会話に最適！

チェックインは何時ですか。
ホテルで
病院で

少し熱があります。

English 英語
日本語

ここを長押しで言語変更

さあ、『VoiceTra』で世界中の人と話しましょう！

『VoiceTra』（ボイストラ）は、話しかけると外国語に翻訳してくれる音声翻訳アプリです。見やすい画面で操作も簡単、翻訳結果が正しいのかも確認できます。

本アプリケーションは、情報通信研究機構（NICT）の研究成果である音声認識、翻訳、音声合成技術を活用しています。

App Store
Google Play
@VoiceTra.Support
http://voicetra.nict.go.jp/

・「Google Play」、「Google Play」ロゴ、「Android」は、Google Inc. の商標または登録商標です。
・「Apple」、「Apple」ロゴは、米国および他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。（App Store）は、Apple Inc. のサービス商標です。
・「iOS」商標は、米国 Cisco Systems, Inc. のライセンスに基づいて登録されています。
・「Facebook」、「f」ロゴは、Facebook, Inc. の商標または登録商標です。
・「VoiceTra」は、NICT の登録商標です。
・その他の商標名等は、各社の商標または登録商標です。

VoiceTra
音声翻訳アプリ『VoiceTra』は、話しかけたことを翻訳します。
ダウンロード・ご利用も、個人利用はすべて無料*です。

*組織での利用は、一定の条件下で可能です。詳しくは、VoiceTra サポートページの「ご利用にあたって」をご覧ください。
本アプリケーションのインストールにはインターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料はご利用者様の負担となります。
海外でローミングサービスに接続する場合、通信料が高額になる場合があります。ご注意ください。

使い方がわかりやすい
シンプルな画面での操作も簡単です。
ガイドも表示されていて、すぐに使い方がわかります。

翻訳結果が正しいかわかる
「翻訳結果」を、もう一度自分の言語に翻訳しなおした「逆翻訳結果」が表示されます。「入力した文」と見比べると、意図が正しく伝わっているか確認できて安心です。

入力した文
翻訳結果
逆翻訳結果
翻訳結果を自分の言語で確認！

English 英語
日本語

ここを長押しで言語変更

翻訳できる言語（31言語）
翻訳できる言語は 31 言語です。（中国語、ポルトガル語の方言を含みます。）
※ 音声で入力できる（22言語対応） ※ 音声で出力される（16言語対応） ※ 今後対応予定

日本語	スペイン語	台湾華語	ポーランド語
英語	ミャンマー語	デンマーク語	ポルトガル語
中国語	アラビア語	ドイツ語	ポルトガル語（ブラジル）
韓国語	イタリア語	トルコ語	マレー語
タイ語	ウルドゥ語	ネパール語	モンゴル語
フランス語	オランダ語	ハンガリー語	ラオス語
インドネシア語	クメール語	ヒンディ語	ロシア語
ベトナム語	シンハラ語	フィリピン語	

試用版の音声入力および出力には★マーク（※）がついています。
試用版は、NICTと共同研究を行っている海外の研究機関が開発し、サーバーを運用しているものです。共同研究の実証実験を目的とした適用のため、通信環境やサーバーのメンテナンス状況によっては、迅速に動作が停止したり、長時間サービスが停止したりすることがあります。

アプリの入手方法

App StoreもしくはGoogle playで『VoiceTra』または『ボイストラ』と検索してください。なお、ダウンロード時にインストールには、App StoreではAppleID ID、Google PlayではGoogleアカウントがそれぞれ必要です。

対応OS

iOS 8.0 以降、Android 4.1 以降。
上記を満たす全ての端末で動作を保証するものではありません。

VoiceTraサポートページ

http://voicetra.nict.go.jp/

VoiceTra Facebookページ

https://www.facebook.com/VoiceTraSupport/

お問い合わせ先

・アプリの使い方について
VoiceTra サポートチーム
voicetra-support@kh.nict.go.jp

・音声翻訳技術のライセンスについて
ASTREC 御座り
ict@kh.nict.go.jp

〒619-0289 京都府京都市東区南光台 3-5
国立研究開発法人情報通信研究機構
先進的音声翻訳研究開発推進センター（ASTREC）



・VoiceTraは、音声翻訳技術の性能向上のために公開されています。そのため、VoiceTraの複製・改変は禁止されます。手動で複製が検出された場合があります。
・VoiceTraに入力された音声データは、共同研究機関の共同研究のために利用されます。ライセンス契約を結ぶ場合は、ライセンス契約書と併せてください。
・このパンフレットの発行は2017年7月11日現在のものです。最新情報はVoiceTra サポートページをご覧ください。

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業

平成30年度予算額：12,342千円（平成29年度予算額11,205千円）

日本語指導が必要な児童生徒等は増加傾向にあり、居住地域も集住化と散在化が同時に進行する中、さらなる支援・指導の充実を図るため、日本語指導等を担当する教員の専門性の向上が求められている。

（参考）

日本語指導の方法がわからなかったり、教材等がなかったりするために、日本語指導等特別の指導（放課後の教科の補習等）ができていない学校は1434校あり、同じ理由のために、在籍学級以外の教室などでの取り出し指導（「特別の教育課程」による日本語指導）ができていない学校が2202校ある。（日本語指導が必要な児童生徒の在籍数は7020校（外国籍）・3611校（日本籍））

大学等、教育委員会、学校における養成・研修に資する体系的なモデルプログラムを開発・普及

H29	○大学等、教育委員会、学校における養成・研修についての実態調査の実施（対象：教員養成系大学等607校、全国のエデュケーション等） ○上記調査や先進事例へのインタビュー調査を踏まえた、教員・支援員に求められる資質・能力の検討 ○モデルプログラムの立案及び同プログラムの試行協力機関・団体の公募・選定
H30	○モデルプログラムの試行（大学、教育委員会、学校、NPO等（20機関程度）における養成・研修において実施） ○モデルプログラムの成果の分析、評価の実施 ○モデルプログラムの実施方法についてのガイドブックの作成に向けた実施事例の収集
H31	○モデルプログラム改訂版（最終版）、「養成・研修ガイドブック（仮称）」の作成 ○モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催 ○日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

平成30年度予算額:4,824千円（新規）

現状の課題と対応

日本語指導が必要な外国籍又は日本籍の児童生徒等については、集住化する傾向と散在化する傾向が同時に進行しており、特に散在地域では、指導・支援体制の構築に向けたリソースを得ることが困難な状況にある。

そのため、こうした児童生徒等への指導・支援体制構築のため、

- ①先進地域での実践を集約・普及するポータルサイトの抜本的強化、母語での支援が得られにくい場合に学校現場で活用できる多言語翻訳システム等ICTを活用した教育支援の活用事例の発信、
- ②こうした児童生徒等の受入れのための自治体・学校向けの手引きの改訂を行う。

①ポータルサイトの抜本的強化

- ◆ 次の内容をはじめ、学校現場から日々の指導・支援に役立つ情報を提供する。
 - 日本語指導の場面を撮影した動画の登録・検索
 - 日本語能力に応じた各学年・各教科プリント教材の登録・検索 等
- ◆ 学校現場で児童生徒や保護者への支援等で活用できる多言語翻訳システム等のICTを活用した教育支援の活用事例を発信する。



②自治体・学校向けの手引きの改訂

- ◆ 平成23年度に作成した「外国人児童生徒受入れの手引き」を改訂する。
 - 【主な改訂点】
 - ・通常の学級以外などでの「特別な教育課程」による日本語指導の実施方法
 - ・日本語指導の教員定数の基礎定数化を踏まえた指導・支援体制のモデル例
 - ・支援リソース（オンライン教材、支援団体等との連携等）の活用方策 等

【現行手引きの構成】

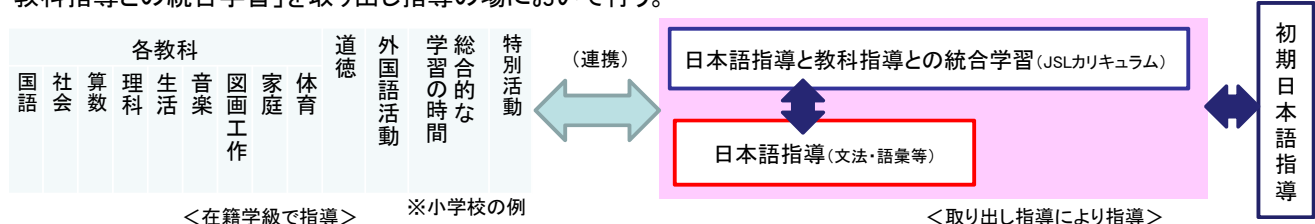
- 学校管理職の役割
- 日本語指導担当教員の役割
- 在籍学級担任の役割
- 都道府県教育委員会の役割
- 市町村教育委員会の役割



日本語指導と教科指導との統合（JSLカリキュラム）

○指導の場

日本語指導が必要な児童生徒が在籍学級で各教科の指導を受けながら、日本語の能力に応じた「日本語指導と教科指導との統合学習」を取り出し指導の場において行う。



○日本語指導と教科指導との統合学習の効果

- ・問題解決的な活動を基本にすることにより、具体的な活動と言葉の意味を結びつけることができる。
- ・具体物や直接体験を生かすことができる。
- ・日本語能力に応じた発問の仕方により、子供の理解を促進する。
- ・子供のつまづきに応じて学習活動を組み込める。

トピック型 JSLカリキュラム

子供たちの興味関心に沿ってトピックを設定
体験→探究→発信

- 「気候」…子供の実態と結びつける支援を行う。
 - 母国と日本の気候にはどんな違いがあるだろう。
 - 目標：母国や日本の季節について、写真や具体物、経験を基に表現できる。気温や降水量のグラフを書き、母国と日本の気候の違いに気づく。気候について調べたことを、友達に分かりやすく伝えることができる。

教科志向型 JSLカリキュラム

各教科に日本語で参加できる力を育む
各教科の学習課程を重視

- 面積の求め方（平行四辺形）…日本語の理解や表現を促す支援を行う。
 - 日本語の目標：平行四辺形の求積方法を表す表現に慣れる。
 - 活動の流れ
 - ①課題を理解する。
 - ②求積方法について、ヒントを参考にしながら考える。
 - ③ワークをもとに、考えたことを整理しまとめる。
 - ④自分が考えた方法以外について知る。

Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language



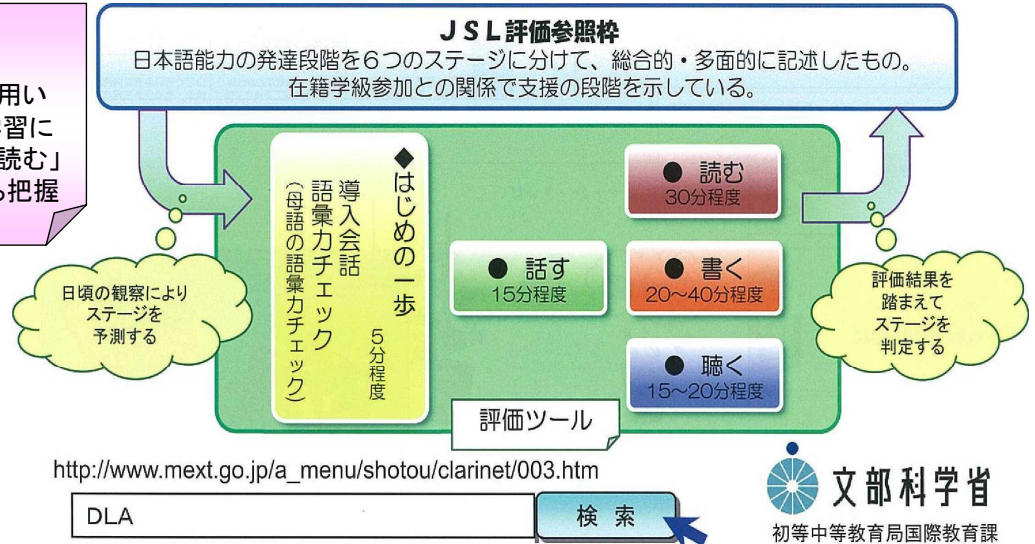
DLAのねらい

主に、日本語による日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。

子どもたちの言語能力を把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得ます。

DLAの特徴

一番早く伸びる会話力を用いて、一対一の対話で教科学習に必要な言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の4つの面から把握します。



13

文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対するその他の支援施策について

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

従来、外国人児童生徒等教育を担当するための教員を加配定数により予算の範囲内で措置してきたが、法律を改正し、特別の教育課程により日本語指導を行う児童生徒18人に対し1人の割合で教員定数を確実に措置できるよう、平成29年度から10年間で段階的に基礎定数化を図ることとした。

また、基礎定数化後においても、散在地域に対応するため、現在の1割程度の加配定数を引き続き措置することとしている。



○日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教職員支援機構において、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(年1回、4日間、標準定員100名)

○外国人児童生徒教育研修マニュアルの作成・配布

教育委員会が外国人児童生徒教育に関する研修会を計画する際の参考となる情報をまとめたマニュアルを作成し、教育委員会等に配布。

○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成26年度改訂)。

教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。

文部科学省ホームページにも掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm



14

報 告 資 料

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
における審議内容について

○プロフィール

石井 恵理子（いしい えりこ）

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 副主査
地域日本語教育スタートアッププログラム
シニア・アドバイザー
公益社団法人日本語教育学会 会長
東京女子大学 現代教養学部
心理コミュニケーション学科 教授



〔プロフィール〕

○専門：日本語教育，子供の言語習得，教師教育

（日本語教育の多様な事例から，ことばの教育・学習が個々人のあり方，社会のあり方にどのように関わっているか，特に教師等日本語教育に携わる者の社会的役割について考えている。）

○略歴：国立国語研究所日本語教育部門第一領域長，文部省海外子女教育専門官（併任），政策研究大学院大学客員教授（併任）等を経て，2004 年から東京女子大学勤務

○主な著書：

『日本語教育の過去・現在・未来 1：社会』（水谷修監修、野山広、石井恵理子 共編著）凡人社，2009 年

『「移動する子どもたち」のことばの教育を創造するーE S L 教育とJ S L 教育の共振』（川上郁雄、石井恵理子ほか 共編著）ココ出版，2009 年

「これからの日本語教育」『シリーズ 朝倉＜言語の可能性＞ 8：言語と社会・教育』（西原鈴子、西郡仁朗編）朝倉書店，2010 年 pp.60-83

「第 5 章 共生社会形成をめざす日本語教育の課題」『多文化共生は可能かー教育における挑戦』（馬淵仁編）勁草書房，2011 年 pp.85-105

「子どもの日本語教育ー人権としてのことばの教育ー」『外国人労働者受入と日本語教育』（田尻英三編、2017 年）ひつじ書房 pp.183-209

以上



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 における審議内容について

平成30年度
都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
空白地域解消推進協議会
平成30年6月14日(木)

報告者

石井 恵理子

(文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 副主査)

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会①

○平成19年7月

- ・定住外国人の増加を受け、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。

○平成21年1月

- 【報告書】「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」
⇒以下の4点についてまとめ

- ① 体制整備⇒国・都道府県・市町村の役割分担
- ② 各機関の連携協力の在り方
- ③ コーディネート機関・人材の必要性
- ④ 日本語教育の内容の大枠



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会②

(平成21年1月報告)

①体制整備 ⇒ 国・都道府県・市町村の役割分担

主体	役割分担の内容
国	日本語教育の目標及び標準的な内容・方法、体制整備の在り方、評価の方法等についての指針…
都道府県	域内の実情に応じた日本語教育の体制整備、内容等の検討・調整…
市町村	日本語教育の内容等の具体化、地域における指導者の養成…

2



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会③

(平成21年1月報告)

②各機関の連携協力の在り方

…国と都道府県，都道府県と市町村の連携のほか
省庁間，都道府県間，市町村間の連携，
関係団体とのネットワークも重要

③コーディネート機関・人材の必要性

…都道府県及び市町村においては，日本語教育のコーディネート機能を自治体等の本来業務として位置付け，それを担う人材をできる限り常勤職員として配置することが重要。

④「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の大枠

- ・ 日本語教育の目的・目標
- ・ 標準的な教育内容(生活上の行為)

3

○「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、
「生活者としての外国人」が日本語で
意思疎通を図り生活できるようになること

4

○「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標

日本語を使って…

- ①健康かつ安全に生活を送ることができる
- ②自立した生活を送ることができる
- ③相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができる
- ④文化的な生活を送ることができる

ようにすること

5

1 カリキュラム案で扱う生活上の行為

- 健康・安全に暮らす
 - ・ 健康を保つ
 - ・ 安全を守る
- 住居を確保・維持する
 - ・ 住居を確保する
 - ・ 住環境を整える
- 消費活動を行う
 - ・ 物品購入・サービスを利用する
 - ・ お金を管理する
- 目的地に移動する
 - ・ 公共交通機関を利用する
 - ・ 自力で移動する
- 人とかかわる
 - ・ 他者との関係を円滑にする
- 社会の一員となる
 - ・ 地域・社会のルール・マナーを守る
 - ・ 地域社会に参加する
- 自身を豊かにする
 - ・ 余暇を楽しむ
- 情報を収集・発信する
 - ・ 通信する
 - ・ マスメディアを利用する

6

< 標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例(簡易版) >

日本語版  (92KB)	日本語(ふりがな付)  (122KB)	英語版  (71KB)
中国語版  (126KB)	韓国・朝鮮語版  (160KB)	スペイン語版  (72KB)
ポルトガル語版  (72KB)	アラビア語版  (88KB)	インドネシア語版  (38KB)
ウルドゥ語版  (82KB)	クメール語版  (82KB)	シンハラ語版  (112KB)
タイ語版  (83KB)	ドイツ語版  (38KB)	トルコ語版  (140KB)
ネパール語版  (91KB)	ヒンディ語版  (69KB)	フィリピン語版  (53KB)
フランス語版  (43KB)	ベトナム語版  (123KB)	ベンガル語版  (86KB)
マレー語版  (38KB)	ミャンマー語版  (80KB)	モンゴル語版  (97KB)
ロシア語版  (54KB)		

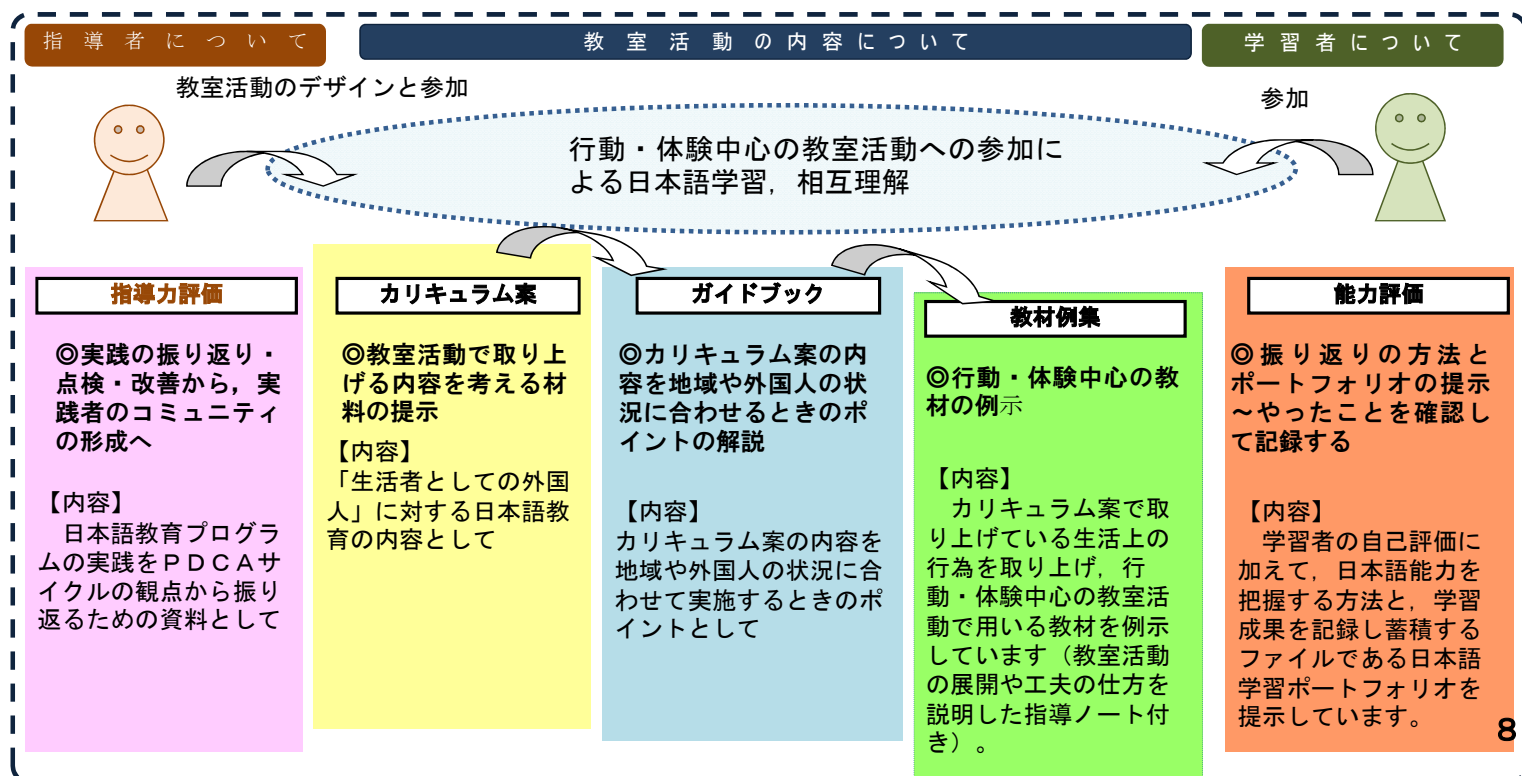
< 標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例(詳細版) >

日本語版  (216KB)	日本語(ふりがな付)  (637KB)	英語版  (96KB)
中国語版  (208KB)	韓国・朝鮮語版  (404KB)	スペイン語版  (108KB)
ポルトガル語版  (80KB)	アラビア語版  (61KB)	インドネシア語版  (56KB)
ウルドゥ語版  (900KB)	クメール語版  (73KB)	シンハラ語版  (147KB)
タイ語版  (145KB)	ドイツ語版  (61KB)	トルコ語版  (54KB)
ネパール語版  (103KB)	ヒンディ語版  (93KB)	フィリピン語版  (54KB)
フランス語版  (48KB)	ベトナム語版  (60KB)	ベンガル語版  (89KB)
マレー語版  (84KB)	ミャンマー語版  (74KB)	モンゴル語版  (79KB)
ロシア語版  (132KB)		



「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法 5点セットの全体像について

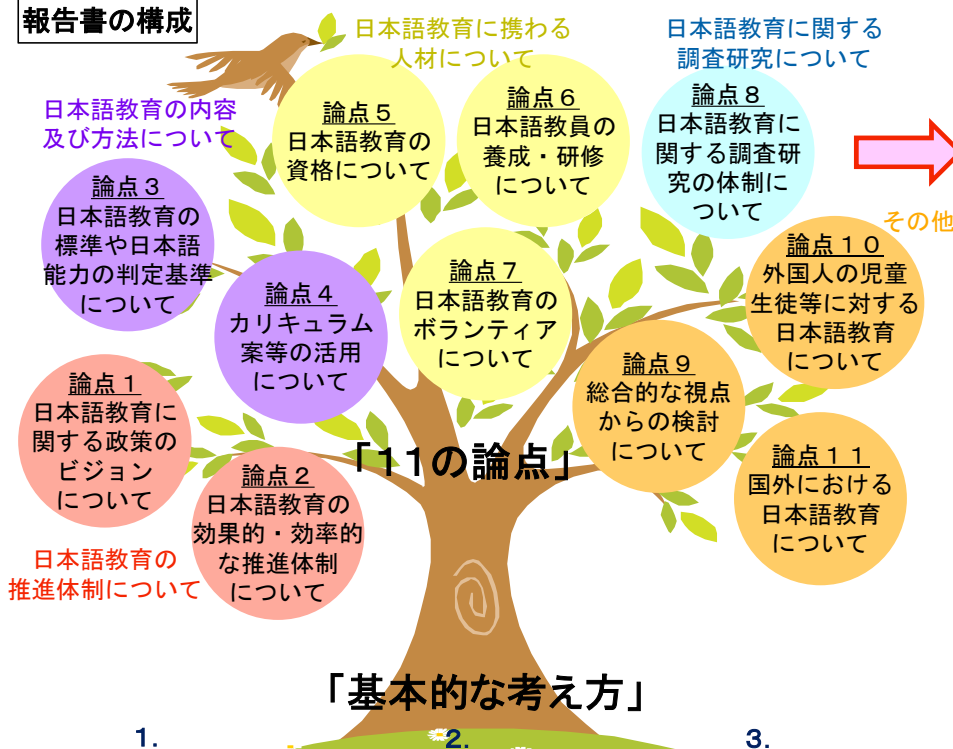
ハンドブック P.7~8



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（平成19年7月設置）では日本語教育を推進する意義等について、再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。
その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめ。

平成26年5月から、
論点7「日本語教育のボランティアについて」
論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」審議を行い、
平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて（報告）」を取りまとめ。

平成28年5月から、
論点6「日本語教育の養成・研修について」
審議を行い、
平成30年3月2日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を取りまとめ。
（活動分野：「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒等）

今期の審議予定

論点6「日本語教育の養成・研修について」
（活動分野：就労を希望する在留外国人、難民等、海外における日本語教育）

論点5「日本語教育の資格について」
検討を行う予定。

日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)の概要

- **目的**：日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- **審議経過**：平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに日本語教育関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年3月2日に本報告を取りまとめた。
- **ポイント**：
 - ① **基本的な資質・能力**として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、**専門家に求められる資質・能力**として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
 - ② 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」(教授法、日本語分析、文法、音韻音声、文字表記等)を提示。併せて**教育実習**として必要な指導項目を提示
 - ③ 日本語教育人材の役割・段階・活動分野ごとに**求められる資質・能力、教育内容、モデルカリキュラム**を提示



日本語教育人材の整理

(1) 役割	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者	(2) 段階	養成	日本語教師を目指し、日本語教師養成課程等で学ぶ者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者		初任	日本語教師の養成段階を修了した者で、それぞれの活動分野に新たに携わる者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターとともに日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者		中堅	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験を有する者
地域日本語教育コーディネーター		関係機関との連携の下、「生活者としての外国人」に対する教育プログラムの編成・実施に携わる者			
主任教員		在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者			

2. 日本語教育人材に求められる資質・能力

にほんご



1. 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

- (1) 日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っていること。
- (2) 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、文化的多様性を理解し尊重する態度を持っていること。
- (3) コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという日本語教育の特性を理解していること。

2. 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力

- (1) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。
- (2) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して、深い関心と鋭い感覚を有していること。
- (3) 国際的な活動を行う教育者として、グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えていること。
- (4) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有していること。
- (5) 日本語教育を通じた人間の成長と発達に対する深い理解と関心を有していること。

3. 役割・段階ごとに求められる日本語教育人材の資質・能力について、 知識・技能・態度に分けて整理

13

日本語教育人材の養成・研修の検討範囲のイメージ

実線は平成29年度取りまとめ、点線は平成30年度取りまとめ予定

国内							海外
活動分野 日本語教育人材	生活者としての外国人						初等中等高等教育及び成人に対する日本語教育、日系人等に対する継承語教育
	生活者としての外国人	留学生 ※日本語教育機関	児童生徒等	就労準備・研修生	技能実習生	難民等	高度人材…
日本語教師【中堅】	(1)(2)						
日本語教師【初任】 (活動分野別)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)
日本語教師【養成】	(1)資質・能力 (2)教育内容 (3)教育課程編成の目安(モデルカリキュラム)						
日本語教育コーディネーター	(1)(2)(3) ※地域日本語教育コーディネーター	(1)(2)(3) ※主任教員					(1)(2)(3)
日本語学習支援者	(1)(2)						

14

3. 日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容

日本語教育人材の養成・研修のための教育内容及びモデルカリキュラム(教育課程編成の目安)について、役割・段階ごとに提示。モデルカリキュラムには、想定される養成・研修実施機関別の教育内容、教育方法、単位数／単位時間数、科目名を例示。

- (1) **日本語教師【①養成】**・・・教育実習をはじめ教授法、日本語教育のための日本語分析・文法・音韻と音声体系・文字と表記等、50の教育内容を「**必須の教育内容**」として示した。
更に、大学等の教育機関において養成を実施する際のモデルカリキュラムを提示。

日本語教師【②初任】・・・各活動分野(「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒等に対する日本語教育)別に、当該教育現場におけるOJT研修や、外部の集合研修などで実施する教育内容及びモデルカリキュラムを提示。

日本語教師【③中堅】・・・分野横断的に必要とされる教育内容のほか現場の課題に取り組む形式の実践的研修を想定した教育内容を提示。

- (2) **日本語教育コーディネーター【①地域日本語教育コーディネーター】**
・・・文化庁、地方公共団体、大学等が実施する研修の教育内容及びモデルカリキュラムを提示。

日本語教育コーディネーター【②主任教員】

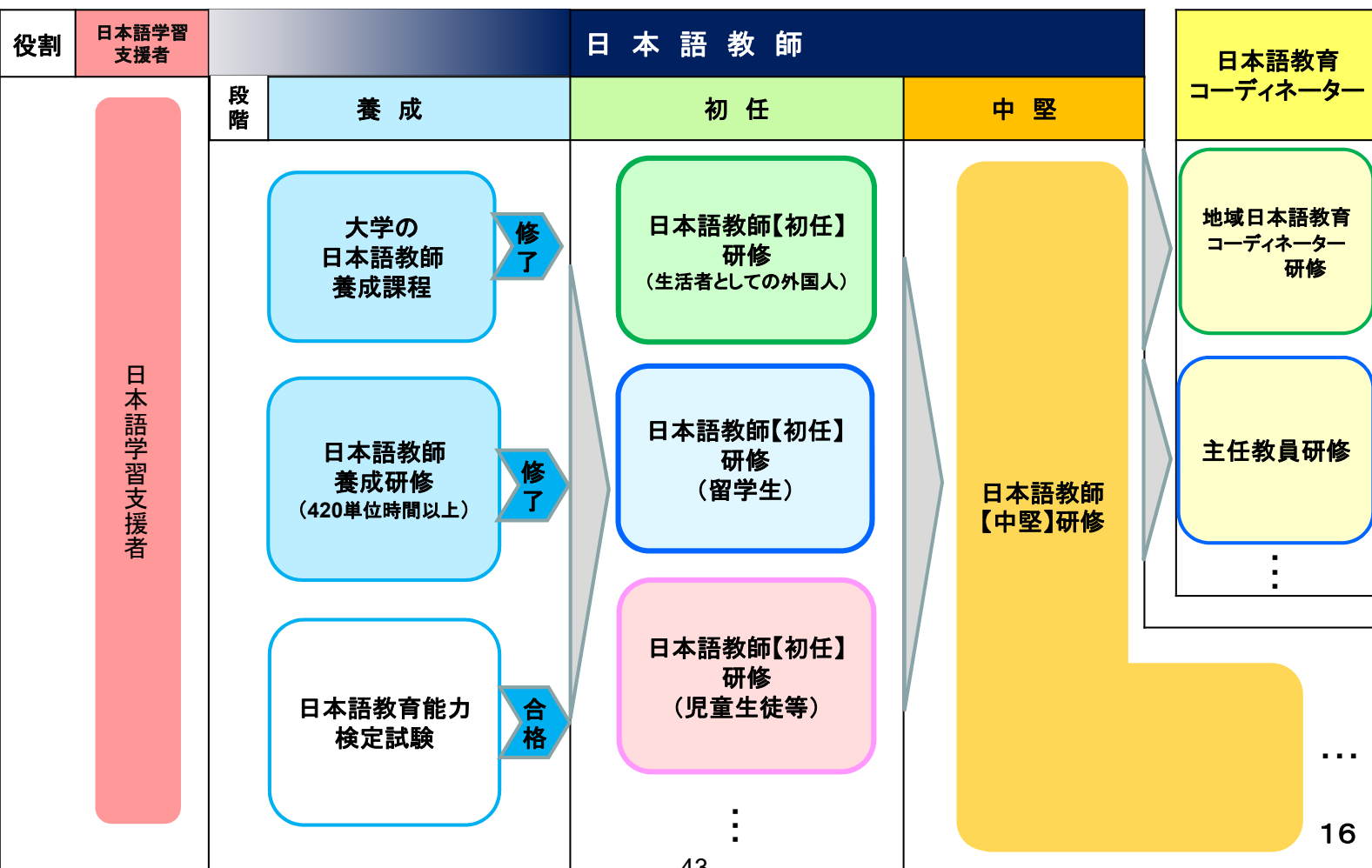
・・・教務面の責任者に必要とされる管理者研修の教育内容及びモデルカリキュラムを提示。

- (3) **日本語学習支援者**・・・多文化共生・日本語教育に興味・関心を持つ者を対象とした地方公共団体や大学等が実施する研修の教育内容を提示。



15

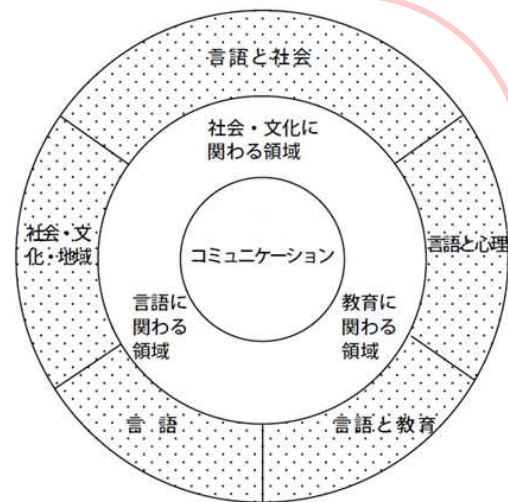
日本語教育人材の養成・研修のプロセス（役割・段階・活動分野別）



日本語教師の養成における教育内容

1. 基本的な在り方（平成12年報告を踏襲）

日本語教育とはコミュニケーションそのものであり、教授者と学習者とが相互に学び、教え合う実践的なコミュニケーション活動である。教育内容の領域は、コミュニケーションを核として、三つの領域、五つの区分がある。



2. 5区分における「必須の教育内容」50

- ①社会・文化・地域…**日本の在留外国人施策**，多文化共生，言語政策 等
- ②言語と社会…社会言語学，コミュニケーションストラテジー，
多言語・多文化主義 等
- ③言語と心理…言語学習，談話理解，習得過程，異文化受容・適応 等
- ④言語と教育…**日本語教育プログラムの理解と実践**，教授法，評価法，
教育実習，著作権 等
- ⑤言語…**日本語教育のための**日本語分析，文法，音韻音声，文字と表記，
形態・語彙，対照言語学等

17

日本語教師の初任における活動分野別の教育内容

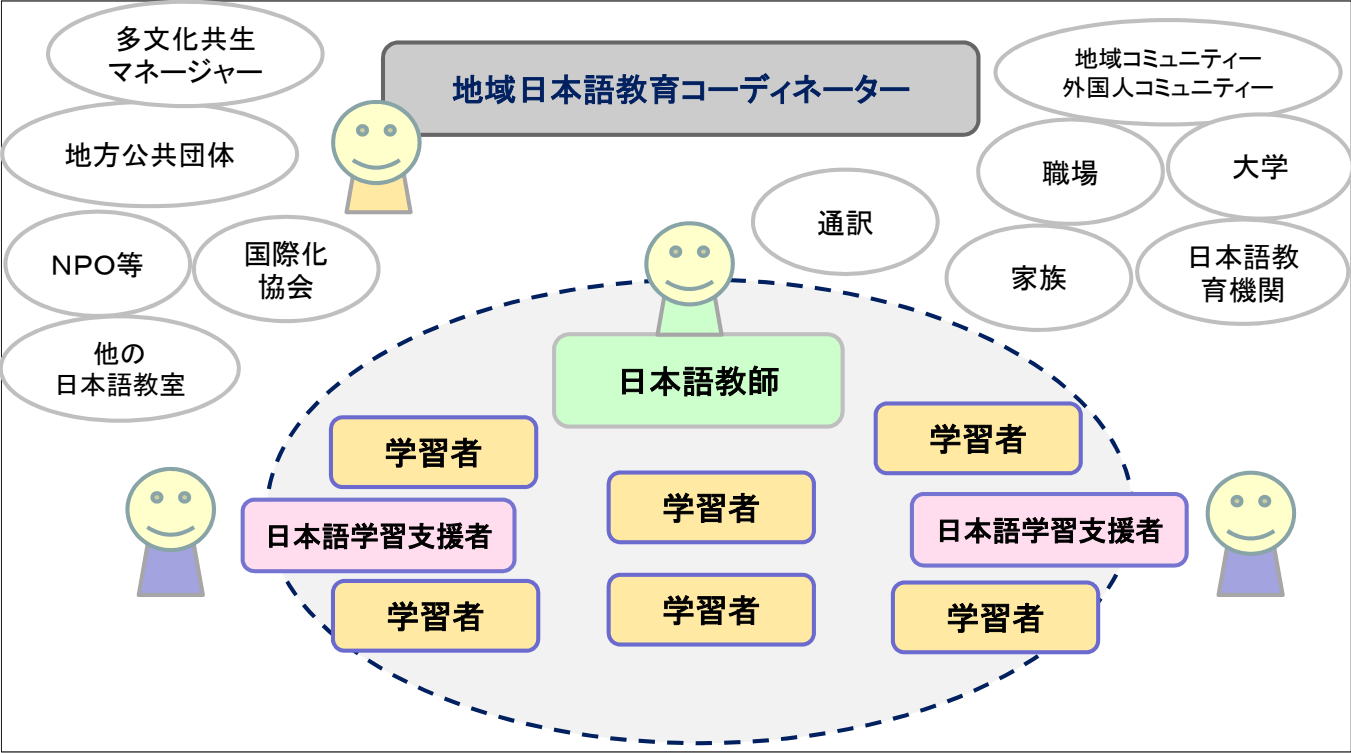
日本語教師【初任】は、活動分野別の教育内容を提示。更に各教育内容に基づくモデルカリキュラム(教育課程編成の目安)も提示。

活動分野	生活者としての外国人	留学生	児童生徒等
教育内容	1) 国・地域の在留外国人施策 2) 生活者としての外国人に対する日本語教育 3) 言語サービス 4) 外国人住民の社会参加 5) 生活者のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語学習 6) 生活者としての外国人の異文化受容・適応 など	1) 日本の留学生受入れ施策 2) 法務省告示日本語教育機関の歴史と現状 3) 日本語の試験 4) 日本と海外の教育制度の違い 5) 進路選択関連情報 6) 留学生の異文化受容・適応 など	1) 外国人児童生徒等の現状 2) 外国人児童生徒等に対する教育施策 3) 学習環境作り 4) 地域の現状 5) 学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 6) 多文化家族と子供の文化適応 7) 言語取得と認知発達 8) 教育・発達心理学 など

○各活動分野で日本語教育を実践しながら、活動分野別の専門性を高めるための研修を受講することを想定。

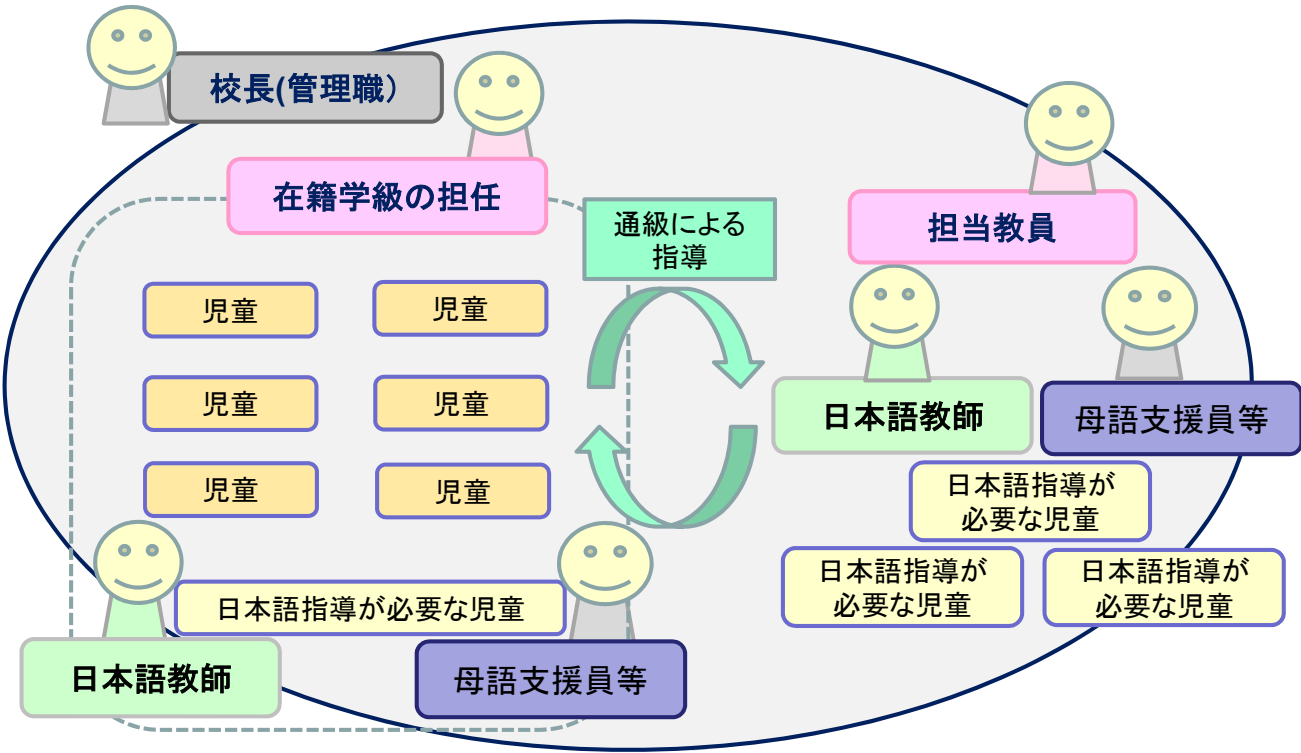
○日本語教育実施機関においては、質の高い日本語教育を実施するため、養成を終えた日本語教師を、各活動分野で新たに採用する際には、活動分野別に示した教育内容に基づく研修プログラムを受講する機会を提供し、活動分野別の日本語教師に求められる資質・能力を身に付けた人材を活用することが望まれる。

【参考資料10-1】「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

【参考資料10-3】 公立小学校等における児童に対する日本語指導の連携の一例



公立小学校等における日本語指導が必要な児童に対する日本語指導は、学校が編成した特別の教育課程に沿って指導を行う場合、日本語教師【初任】(児童生徒等)が、学校において取り出し、又は入り込みによる指導を行うことがあります。

日本語教育についての主な取組

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。日本語教育大会をはじめとする催しや研修、事業の成果等を公開していますので、是非御覧ください。

委員会

- 文化審議会国語分科会 （一般傍聴が可能です）
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo/>
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 （一般傍聴が可能です）
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/>
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育の内容・方法の充実
（カリキュラム案、ガイドブック、教材例集、日本語能力評価、指導力評価）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongo_curriculum/
※23言語に翻訳された「生活上の行為の事例」や「日本語学習ポートフォリオ」はこちらから

各地の取組例

- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の取組の報告
各地の取組の報告を掲載しています。平成24年度からは取組において作成された日本語学習のための教材も公開しています。
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha/

大会及び協議会

●日本語教育大会

文化庁では、日本語教育の充実と推進を図るため、毎年日本語教育大会を開催しています。本年度は、以下の2か所で開催します。

- ・東京 9月8日（土）、9日（日）
- ・京都 10月13日（土）、10月14日（日）



プログラムが確定しましたら、御案内いたします。

昨年度の配布資料及び発表資料は、文化庁ホームページで公開しております。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/taikai/

日本語教育についての主な取組

研 修

● 地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、「地域日本語教育のデザイン」を行うキーパーソンとしての立場を果たすことが期待される者等に対して、地域の実情に応じ、外国人の社会参加・多文化共生社会に資する日本語教育の実施を目的とした研修を開催しています。詳細については文化庁ホームページを御覧ください。



http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/coordinator_kenshu/

情報サイト

● 日本語教育コンテンツの総合情報サイト「NEWS」
「NEWS」(Nihongo Education contents Web sharing System)は、日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等(「日本語教育コンテンツ」)を横断的に検索できる情報検索サイトです。



<http://www.nihongo-ews.jp/>

情報をお寄せください！

● 文化庁広報誌「ぶんかる」

文化庁では各課の取組やイベント情報などのお知らせをWEBで公開しています。

国語課の連載「地域日本語教室からこんにちは！」では、各地で活躍する日本語学習者や日本語教育に携わる人材による日本語・日本文化・地域日本語教室の紹介を掲載しています。



<http://prmagazine.bunka.go.jp/>

● その他の文化庁国語課の主な取組は、こちらから御覧ください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/

平成30年度文化庁における 日本語教育関連事業 年間予定

※実施時期や事業の対象は変更になる場合がありますので、予め御了承ください。
日時・会場等の詳細は確定次第、各事業・研修・協議会のWEBページに掲載いたします。

事業・研修・協議会等	主に対象となる方	スケジュール等	申込み期限
都道府県・市区町村等 日本語教育担当者研修	地方公共団体及び国際交流協会等で 日本語教育を担当している方	日時:6月14日(木)10時00分～16時30分 場所:旧文部省庁舎6階第2講堂	6月7日(木)
空白地域解消推進協議会	地方公共団体及び国際交流協会等で 日本語教育を担当している方	日時:6月14日(木)10時00分～16時30分 場所:旧文部省庁舎6階第2講堂他	6月7日(木)
都道府県・政令指定都市 日本語教育推進会議	都道府県・政令指定都市及び それらの地域の国際化協会において 日本語教育を担当している方 (一般には公開されません)	日時:7月31日(火) 場所:文部科学省15階15F特別会議室	—
日本語教育大会 (東京大会・京都大会)	日本語教育関係者及び一般	【東京大会】 日時:1日目 9月 8日(土)13時00分～17時30分 2日目 9月 9日(日)10時00分～16時00分 場所:文化庁・文部科学省 【京都大会】 日時:1日目 10月13日(土)13時00分～17時30分 2日目 10月14日(日)10時00分～16時00分 場所:京都工芸繊維大学(予定)	開催日の3週間前を予定 ※2日目の分科会のみ 要事前申込み
地域日本語教育コーディネーター フォローアップ研修	地域日本語教育コーディネーター研修を受講された方	日時:8月30日(木) 場所:文化庁・文部科学省	開催日の2週間前を予定
日本語教育推進会議	日本語教育関係機関・団体 及び関係府省 (一般の方も傍聴可)	日時:9月(予定) 場所:文部科学省(予定)	—
地域日本語教育 コーディネーター研修	次の全てに該当する者で、地方公共団体 (都道府県及び市区町村(教育委員会を含む))、国際交流協会又は社会福祉協議会が 推薦する者 (1)原則として、日本語教育に関する専門的な教育を受け、十分な経験(3～5年程度)を有する者 (2)地方公共団体・国際交流協会・大学、日本語教育機関、NPO法人等において日本語教育プログラムの編成及び実践に携わっている者 (3)地域日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者	○研修Ⅰ 日時:8月30日(木)、8月31日(金) 場所:文部科学省 ○中間報告 日時:11月29日(木) 場所:文部科学省(予定) ○研修Ⅱ 日時:2月28日(木) 場所:文部科学省(予定)	8月1日(水)
「生活者としての外国人」 のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラム	地方公共団体・教育機関・ 国際交流協会・NPO等	<平成31年度事業> 募集開始:平成30年10月(予定) 応募期限:平成30年12月(予定) 結果通知:平成31年3月(予定)	
「生活者としての外国人」のための 日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育 スタートアッププログラム	地方公共団体・国際交流協会等	<平成31年度事業> 募集開始:平成30年10月(予定) 応募期限:平成30年12月(予定) 結果通知:平成31年3月(予定)	
日本語教育人材 養成・研修カリキュラム等 開発事業	地方公共団体・教育機関・ 国際交流協会・NPO等	<平成31年度事業> 募集開始:平成30年10月(予定) 応募期限:平成30年12月(予定) 結果通知:平成31年3月(予定)	
日本語教育実態調査	外国人に対する日本語教育又は日本語教師 養成・研修を実施している国内の機関・施設等 (初等中等教育機関を除く)	<平成30年度事業> 調査表配布:平成30年11月(予定) 調査表回収:平成30年12月(予定) ※全国の日本語教育機関・教員・学習者の数を把握する調査です。 御協力をお願いいたします。	
文化庁広報「ぶんかる」 【地域日本語教室からこんにちは！】	日本語教育関係者及び一般	文化庁広報誌「ぶんかる」(WEBサイト)で「地域日本語教室からこんにちは！」連載中。 各地で日本語を学び、地域社会で活躍している「生活者としての外国人」の方の声を隔月でお届けしています。現在は、文化庁長官表彰【日本語教育部門】受賞者による寄稿を特集しています。応援、よろしく申し上げます。	